

環境社会配慮助言委員会

第24回 全体会合

日時 平成24年5月11日（火）14：30～17：56

場所 JICA本部 2階229会議室

（独）国際協力機構

午後2時30分開会

○村山委員長 それでは、第24回の全体会合を始めさせていただきます。

今日は、まず最初に案件概要の説明ということで、ウガンダの水力発電所整備事業の協力準備調査スコーピング案ということになっております。

では、ご説明のほう、よろしくお願いいたします。

○和田 それでは、ウガンダ、アヤゴ水力発電所整備事業準備調査を担当しておりますJICA産業開発・公共政策部電力課の和田と申します。本日はよろしくお願いいたします。

では、案件概要説明ということで、本調査の概要について本日はご説明させていただき、6月15日にワーキンググループが予定されていると理解しておりますので、その中で議論をさせていただければと思っておりますので、よろしくお願いします。

案件名は、ウガンダ共和国アヤゴ水力発電所整備事業準備調査です。

本日の概要説明では、主に3点ほど触れる予定としていまして、まず調査の背景、それから概要、そして工程と助言の依頼事項でございます。

最初に調査の背景ですけれども、まず、ウガンダ国の電力需要について簡単に触れさせていただきますと、近年、5から7%の経済成長を背景に電力需要は2025年までに年平均8%の伸びが見込まれています。これに対して、電源の不足が大きな課題になっておりまして、電力の最大需要391メガワットに対して、最近の供給可能容量というのが330メガワット前後にとどまっているということで、計画的な停電もせざるを得ないという状態になっております。他方、電化率を向上していきたいという目標を立てておりまして、2015年までに、現在10%程度であるものを20%に引き上げていきたいと考えています。

本調査の前段として、ウガンダ国の水力開発マスタープランの策定支援にJICAとして協力してきておりまして、この中でのファインディングを簡単にお伝えしますと、水力開発ポテンシャルが2,500メガワット程度あるということがわかりまして、そのうち現在開発されている水力の容量というのは400メガワット程度にとどまっているということです。先ほど申しました電力需要を想定して、必要な電力供給量を確保するためには、2023年ごろまでに1,300メガワット程度の容量が必要になるというマスタープランでの想定につきまして、その中で幾つかの候補地点の中でアヤゴ水力というのが有望な案件候補として上がってきた次第です。グラフでも示してありますが、需要想定として、現在の大体3倍弱ぐらいに伸びることが見込まれているというのがウガンダの向こう10数年の経済成長及び電力需要の伸びの見込みです。

こうした背景をもとに水力開発候補地点についてマスタープラン調査をしたところ、7地点の水力開発候補地点がこのようなウガンダのマップ上に示されるところでございます。一番南側の水色の部分がビクトリア湖で、そこから流れ出るナイル川に沿って水力開発候補地点として有望地点が上げられております。

次のスライドは、その開発候補地点の標高差を示すもので、一番高いところはビクトリア湖になっていまして、1,130メートルぐらいのところに湖がございます。最上流にオーウェンフォールズダムがありますが、それが既に存在しているダムでございます。オーウェンフォールズダムは1954年にできておりまして、ウガンダで唯一の大規模水力発電所として今まで電力供給をしてきたと。続いて、その上にナルバレ・キイラ水力があり、さらにブジャガリ水力が2012年に一部運転開始をしたところでございます。残りは候補地点としてまだ発電所の存在はありません。

続いて、調査の概要ですけれども、今回の協力準備調査の概要に入る前に若干補足説明させていただきたい点がございます。今回の調査はプレF/Sのアップグレードを行うことにしております。ウガンダ側では、F/SというとフルF/Sというような言い方がございまして、詳細設計までやるようなイメージを持ったF/S調査ととらえられてしまうので、今回日本側の協力としてはプレF/Sのアップグレードという言い方で調査に臨んでおります。

調査の目的ですけれども、先ほど申しました水力マスタープランで実施されたアヤゴ水力開発のプレF/Sのレビューを通じまして、設備容量全体で600メガワットという想定の大規模概観を行いまして、それから、第一次開発（フェーズ1）として保証出力の得られる水を使って300メガワット分を最初の開発段階とするということで、プレF/Sのアップグレードを実施することにしています。そのうち、さらに第一期開発分として100メガワットに限定したところについては、より詳細に検討をしていくという組み立てで考えております。

調査の概要ですけれども、大きく分けて4項目に分けられる考えていまして、ポイントとしては最適案の選定をする。これがマスタープランの中で実施したプレF/Sを再度レビューするということです。続いて自然条件調査とプレF/Sのアップグレードをいたしまして、それに伴って環境社会配慮の検討を同時並行で進めていく。さらに投資計画の検討、それから事業化に向けての他ドナーとの協議を行っていくということでございます。

この案件ですけれども、カテゴリー分類Aになっておりまして、背景としてはガイドラインに掲げる水力発電セクター及び影響を受けやすい地域に該当するためということでございます。

サイトの情報を簡単に触れますと、ビクトリア湖が南のほうにあります。近隣国、ケニア、ルワンダ等も入っていますが、ウガンダが白い地域に書いてありまして、ビクトリア湖から流れ出るナイル川、北のほうは最終的にはエジプトまで行きますが、その途中に存在する地点です。アヤゴ水力がビクトリアナイル川沿いにございまして、そのアヤゴサイトというのはもう少しフォーカスしたところで見ますと、赤い点線で囲まれているところがございます。このアヤゴサイトは、黄緑色で表示されているところはMurchison Falls National Parkの中に存在しています。

調査の概要を少しご説明いたしますと、まず最適案の検討については、プレF/Sを行った時点以降の水運用を再度確認する。ブジャガリ水力というのは運転が開始されておりまして、プレF/S調査時点では運転されていなかったもので、諸条件がいろいろ変わってきているところがあるかどうかを含めて水運用について確認をする。それから、電力需給についても経済成長の状況の変化を確認する。それから、維持流量についての考え方についても最新のウガンダの情勢を見きわめて確認していく。そのうえで流量、開発規模、時期等を検討していくということにしております。

それから、発電所の建設に伴って、計画では送電線が必要になりますが、それについても環境面、景観の面でも必要留意事項を確認してルートの妥当性とか代替案の可能性を考慮して、送電線ルートを確認していきたいと考えています。

ビクトリア湖の水位については、ここのグラフで示したような1896年から2006年までの水位変化、それからアウトフロー、流量の変化ですけれども、長い期間にわたって水文情報があるので、これらの変化が最近どうなっているのかということもあわせて見きわめながら調査を進めていきたいと考えております。

それから、続いて自然条件調査とプレF/Sのアップグレードについてですが、候補地点の地形、地質の調査を実施しまして、発電所の概略レイアウトはどういったものが最も効率よく、かつ環境負荷ができるだけ小さくできるのかということを検討していきたいというふうに考えています。

続いて、電力系統計画との整合性の確認、設備容量自体が電力設備の大きさがあまり大きくないこともありまして、系統として整合性がとれるような計画を考えていきたいと。それから、施行計画の策定と工事費の積算を行う予定としております。

続きまして、環境社会配慮の検討ですけれども、マスタープラン調査のときの助言委員会での助言等も踏まえまして、幾つかこの調査が始まる前に事前調査ということで、この

調査のフレームワークを検討するための調査を実施して、その体制等の強化についてウガンダ側とも検討してまいりました。調査実施体制の強化ということを第一番目に書かせていただいておりますが、この調査を実施するに当たって、Environmental Advisory GroupというEAGと略して呼ぶことにしようということになっておりますが、ウガンダ側でEAGを設置して、ウガンダ側の事情に詳しい専門家からアドバイスを受けながら進められるような体制をつくる予定にしております。

それから、重要生物への対応ということで、センサーカメラによる調査の実施、それから植生遷移傾向の把握、事業計画地周辺の動植物の分布状況の把握も実施する予定にしております。カメラの設置などについても、既にウガンダ側と話をし始めているところです。

それから、社会調査に関してですが、送電線による移転あるいは用地取得のためのRAP作成を実施していくと。それから、公園近くの住民と電力会社、それからウガンダや野生生物保護庁、UWAと呼んでおりますが、これらの良好な関係構築の仕組みを検討していきたいと考えています。

それから、EIAについてはウガンダの法手続に準じて、調査の開始に先立ってMEMD、担当省庁ですけれども、申請と、それからNEMAという国家環境管理庁の審査結果を踏まえて調査を行う予定としております。

ステークホルダー協議については、被影響住民とUWAを対象に行うということを中心にして、現地住民に対しては、できるだけ理解されやすい説明に努めていきたいと。UWAに対しては、首都のカンパラで主に調査内容について説明しつつ、事業の予測される影響等を丁寧に説明して、それに対する緩和策をともに協議して考えていきたいと考えています。

それから、UWA自体の体制強化ということも課題ではないかと言われておりまして、今回の調査で使用したカメラの活用方法の今後の提案だとか、それから、調査記録の分析等々を通じてUWAのキャパシティビルディングにも一部資するようなことで考えていけたらと思っております。

最後に調査工程ですけれども、ただいま5月で、表の一番上の数字の5が5月に当たるところですけれども、助言委員会の全体会合です。すみません、上の年が抜けてしまっていますが、2012年から始めて13年度いっぱいには終わるような形で、2014年3月に終わるようなスケジュール感で調査を行う予定としております。この間、現地でのステークホルダー協議を行い、役所とのステアリングコミッティを踏まえて、先ほど申しましたEAGでの

会合も踏まえて、ウガンダでの事情に詳しい専門家にも助言を仰ぎながら進めていきたいというふうに考えています。

最後に助言依頼内容ですけれども、助言対象はスコーピング案というふうに考えておりまして、その検討のワーキンググループ会合を6月15日に予定しているということでございます。

以上、担当部からの説明でございます。どうもありがとうございました。

○村山委員長 ありがとうございました。それでは、この案件についてご質問ありましたらお願いいたします。

では、満田委員から。

○満田委員 この案件については、マスタープランがこの環境社会配慮助言委員会にかけられて、かなり厳しい助言が提出されていまして。私が主査を担当させていただいて、非常にこの助言委員会でも大きな議論になって、それは皆さんも覚えていらっしゃるかと思うんですが、その助言についての対応がJICA側から私の記憶違いかもしれませんが、説明されていないように思うんですね。説明されていないのにもかかわらず、このような協力準備調査というものがこの委員会にかかるということに少々驚いています。私の記憶違いだったら大変申しわけないんですが、かなりこの協力準備調査ないしF/Sの実施自体に関する助言があったと思うんですね。ですから、JICAとしては協力準備調査を実施すると決める前に、この答申、助言、前回のマスタープランに関する助言に関して、JICAとしてはどう対応したのかというご説明が必要だと思っています。

とりわけ幾つかのポイントがあると思うんですが、このアヤゴ水力発電所のフィージビリティ調査に関しては、JICAが支援する場合、これはJICAの環境社会配慮ガイドラインに抵触するんじゃないかというような指摘もあったわけです。このアヤゴ水力発電所は国立公園内で実施される事業であると。この環境ガイドラインの別紙1、法令基準計画との整合の中に、原則として政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されねばならないというような文言が書いてあるわけですね。私としてはこれに違反していると考えています。この助言案の中でも抵触するおそれがあるというふうに表現されています。

それからもう一つは、ガイドラインの別紙1の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮にある生態系及び生物層の第一項の整合性についても慎重な検討を要するというふうにされているわけですね。これに関してのご説明はなしにこれを進めるのはいかがなもの

かと思っています。

さらにこのF/Sの実施の関係では、例えば助言の中の25番目なんですが、ブジャガリ水力発電事業でどのような環境社会影響が発生したかにつき、調査実施決定までに確認することというような文言も入っているんですね。そのほか代替案の検討ですとか、さまざまな助言が出されているので、これについてはJICAから十分なお説明がないままでこの協力準備調査に進んでいってしまうことに私は疑問を感じています。

とりあえず以上です。

○河野 ありがとうございます。いただいたお話について4点あったかと思いますが、順にお答えしていきたいと思います。

まず、1点目のF/Sを実施していいのかどうかというお話だったかと思いますが、これにつきましては、経緯としては1月に助言委員会の全体会合があって、ここで助言が確定しました。その後3月ですね、我々のほうからいただいた助言の特に今、満田さんがおっしゃられた点については、我々としては十分にお答えしたという理解であります。それはペーパーもつくってお出ししてしまっていて、いずれもご指摘のあった2点について、「別紙1にある原則として政府が法令等により、自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域の外で実施されなければならない」、あと、「生態系及び生物層の第一項の整合性に関しても慎重に検討を要する」、この2点についてペーパーも準備して十分にご説明したというのが我々の理解であります。

さらに、4月にもう一度この議論をさせていただいて、それでいろんなご議論があったかと思いますが、その中で最終的に我々のほうから、F/Sをやらせていただきますというお話をさせていただいて、その全体会合は終了しています。全体会合でそれ以上のご意見はなかったと我々は認識しております。

○松本委員 ごめんなさい、何年ですか。

○河野 すみません、昨年です。

それで、2点目のガイドラインに違反しているのではないかというお話でございますけれども、これにつきましては、まず今回の案件について、その後のいろいろな調査の中でわかったこととしましては、おっしゃられている政府が法令等により自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域ではないのではないかという我々は判断をしております。ウガンダの国立公園では、ウガンダワイルドライフアクトにより条件つきで開発事業が認められております。さらに本事業につきましては、ウガンダ政府としては、これは後ほど

わかったことではありますけれども、EIAの承認を条件に開発することが認められているということでもあります。したがって、この地域はこのガイドラインに規定されています自然保護のために特に指定した地域というふうには、JICAとしては判断しておりません。

3点目の別紙1の生態系の話ですね。生態系及び生物層の第一項との整合性に関しても慎重に検討を要します。これにつきましては、昨年3月のJICAからの回答にありますとおり、まさにマスタープランのプレF/Sレベルでは、その生態系の細かい影響までは把握できないということで、このF/Sの中で十分に調査して検討していきたいということでお答えをしております。もちろんこの事業が非常に環境に対してインパクトがある場合には、それ以上事業を進めないということもあわせてお答えしているということでもあります。

すみません、4点目につきましては、ワーキンググループの中でまたご説明させていただければと思っております。

以上でございます。

○満田委員 今の説明には納得できない点がありまして、昨年の3月に確かにJICAとして保護地域、この別紙1の保護地域の外でプロジェクトを実施しなくてはならないという文言に関係した見解のペーパーを示された記憶はあります。ただ、その場でもいろいろとそれに関しては議論になったと記憶しています。私も異論を申し上げたと思います。

そして、ウガンダの国内法によればというご説明については、この場では恐らく私の記憶違いでなければ示されていなかったと思うんですね。それについてはペーパーで示していただきたいなと思っています。ウガンダの国内法のペーパーとともに示していただきたいと思っているんですが、とりわけこの生態系ですね。いわゆる重要な生息地の転換の禁止に関する文言ですね。これについてはガイドライン策定のときもいろいろと議論になったわけなんです、この重要な自然生息地の定義としては、最もわかりやすい定義の中に国立公園というのが入っていたはずなんです。ですから、一番典型的ないわゆる重要な生息地に当たる場所ではないかと私は考えているわけですね。つまりここでこの事業をやってしまったら、この2つの文言ですね。保護地域に関する文言、そして、この重要な自然生息地の転換とか著しい劣化に関する文言が全く骨抜きになってしまうと思うんですね。では一体この文言は何のために入っているのかというのがわからなくなります。ということで私としては、これはガイドラインに抵触する可能性が大いにあるのではないかと考えていますし、それから、このような形で進めてしまうのは問題ではないかと考えています。

○河野 ありがとうございます。今の点は2点あったかと思いますが、1点目がウガンダの法律のペーパーについてご提出していただきたいという話と、あと生態系、重要な生息地の話ですね。

1点目のペーパーにつきましては、またワーキンググループの中で別途ご説明させていただきたいと思っております。それで、確かにこの事実については、昨年4月の全体会合の後にはっきりしたというところで、詳細はまたワーキンググループの中でお話させていただきたいと考えております。

2点目の重要な生息地の著しい転換について抵触するのではないかというお話でありますけれども、昨年の3月にお出ししたペーパーにも書いてありますけれども、我々としては、この案件は重要な生息地の中にあるということは理解しているのですが、著しい転換に当たるかどうかというのはまさにこの調査を行ってみないとわからないと考えています。ですから、まずはF/Sを進めますということでありまして、もちろん著しい転換があれば事業は進めませんし、ガイドラインに抵触するようなこともしないということかと理解しています。

それで繰り返しになりますけれども、昨年4月の会合においていろんな議論のあった後に、最後に我々のほうから、では今回の意見を踏まえましてF/Sをやらせていただきますということをお話しして、それ以上の議論はなかったというふうに理解していますので、その全体会合の議論を踏まえて今回F/Sを始めさせていただくということで理解しています。

○村山委員長 1点目の国立公園に関する扱いについてはマスタープランに関する話だと思いますので、ワーキングというよりは全体会合のメンバーにお送りいただくという形はとれますか。

○和田 はい。では、ちょっと紙には整理していないんですが、口頭で私の記憶でも3月のときの全体会合で若干触れさせていただいていまして、その際、出席の委員の方も若干少ないところもあったので、再度4月にもう一回議論をしたというような流れだったように記憶しております。3月のときに追加でウガンダ側から情報を得て確認したところを踏まえ、さらに事務所からの確認情報を得て、そのUganda Wildlife Actについての該当項目がここに当たるのではないかとということが幾つかありましたので、それを今ご紹介させていただきます。

1つ目がUganda Wildlife Act、1996年に策定されているもので、これは確かインターネ

ット上でも見られるものだったと思います。そのセクション18の(2)のAで規定されているところでは、アヤゴサイトのあるところはナショナルパークに区分してされている。水力開発事業というのはナショナルパーク、当該区域内で許可され得る活動としてセクション18(5)のEで規定されるany other economic activitiesに分類されるというふうに理解しております。その活動はセクション24に今度移りますが、EIAの実施と、それからUWAのEIAの承認が前提で実施することができるということでございます。その点につきましては、現地でウガンダ側とも前回の全体会合の後ではございますが、UWAの担当官にも確認したところ、こういった法律の考え方で、まずは開発可能な事業かどうかということの検証をするというスタディが必要だろうという話になりまして、EIAの承認如何で進むことにいたしました。

ちなみにナショナルパーク内で許可される活動として、ほかの幾つか事例のがありまして、1つは観光施設の開発ですね。サファリのツーリストが来て滞在する観光施設、それから、そういった施設がございまして、通信施設等も建設されている。それから、送電線が電気の供給のためにつくられている。それから、最近ですけれども、EIAが通っている事業として、石油開発のための探査もEIAが上記のプロセスを経て承認済みとなっております。こういったところが該当するUganda Wildlife Actの部分と理解しています。補足でした。

○村山委員長 ありがとうございます。今の点は議事録には残るんですが、できれば書面でまとめてお出しいただけますか。

では、満田委員、とりあえず短くお願いします。

○満田委員 いや、もう一度全体会合にかけていただかなくては困ると思っています。先ほど著しい転換には当たらないかもみたいなお話がありましたが、この著しい転換についても定義がありまして、世銀のOPに準ずるというような定義だったと思いますが、その中でやはり水没というのは典型的な著しい転換の例として上がっているわけですね。その国立公園の中の水力発電所建設事業ということは最も典型的な例だというふうにガイドラインの議論の中では想定されていたはずなわけです。ということで、この件に関してはもう一度全体会合にかけて、今の口頭でいただいたご説明と、それから助言ですね。マスタープランのときの助言への対応ということで再度ご説明いただかないと、少し手続的にも内容的にも私としては納得しがたいところがあります。

以上です。

○河野 著しい転換に当たるかどうかというのは、実は今の時点ではわからないということをお願いしました。それで、まさにこのF/Sの中で調査させていただきたいと考えています。この事業は、水力発電でありますけれども、流れ込み式なのでダム建設ではないんですね。ですから、満田さんが今おっしゃられた世銀の言っている著しい転換には該当しないということかと思います。

○村山委員長 松下委員、先に。

○松下委員 私の質問の第1点は今、満田委員が出された国立公園内における水力発電の開発の可否ですので、今ご議論いただいたので、それは置いておきまして、2点目は資料の調査の背景で出されている電力不足に関する説明ですが、最大需要391メガワットに対して供給可能量は327から387メガワットとなっていて、それから、水力開発マスタープランによると、既設水力の容量は409メガワットとなっていますが、この電源の不足のところの既設水力の容量との関係についてご説明いただけますか。

○和田 では、ご説明させていただきます。マスタープランのときのレビューにもなるんですけども、老朽化が著しくて設備容量100%が出力として確保できていないというのがその理由になっています。現在、現有設備での出力確保ができるのは水力発電からでは200メガワット程度というところでとどまっているのが現状です。

○日比委員 手短にしたいと思いますが、さきの国立公園内でのプロジェクトの実施というところにかかわりまして、ご説明いただいたところは非常によく理解できました。ただ、あくまでガイドラインを見る限りは、相手国がいいと言っていたらできるということではないと思うんですね。このガイドラインを見てもそういった指定した地域、この場合は国立公園の中ではしないと。やっていいプロジェクトというのは自然の保護や増進に資するもののみなんです。先ほどいろんな条件がつけばウガンダ国としては開発してもいいというのは、それは別に国立公園から外すという意味ではないとお聞きする限りでは理解しましたので、そういう理解からいっても、この2項に明らかに抵触するんじゃないかなというのがご説明いただいたうえでも感じる場所ですので、ちょっとこれは発言させていただきました。

○河野 ありがとうございます。ここの別紙1の法令基準計画との整合性の第2項に書かれていることは、国立公園とは一言も書いていないというのが我々の理解です。

○日比委員 ですが、この自然保護や文化遺産保護のために特に指定した地域であることは間違いないと思うんですが。

○河野　そうですね。国立公園でも我々の理解ではいろいろな国立公園があって、改変できる場合もあり得ます。ここで言っているのは、政府が法令等により自然保護のために特に指定した地域ということですので、必ずしも国立公園だからすべてここで読むというふうには、我々は解釈していないということです。

○日比委員　では、おっしゃっているのは、これは自然保護のためあるいは文化保護のための目的は一切含まない国立公園だということをおっしゃっているんですか。それは確認されているんですか。何のための国立公園ですか。

○河野　ウガンダの件について言いますと、国立公園の中ではありますけれども、EIAが承認されればその中で改変できるということです。

○日比委員　それは私の質問への答えにはなっていないんですけれども。

○村山委員長　少し時間がかかりますでしょうか。

○河野　すみません。

○村山委員長　わかりました。それでは、ほかに先に。平山委員、どうぞ。

○平山委員　今の点にもちょっと関係するのですけれども、先ほど委員長のほうからJICAにペーパーを出していただくというお話がありましたことについてですけれども、このウガンダのワイルドライフアクトのセクション18の2のAで、どういう場合に、例えば流れ込み式であれほかの方式であれダムを作ったりすることが許されて、どういう場合に禁止されるということに、このウガンダの法令ではなっているのかという、我々にとっての第一番目の判断基準というのを一緒に明らかにしておいていただきたいと思うのですけれども。

○和田　はい。そこはわかるように情報を補足して書きたいと思うんですが、基本的な認識はEIAでこれは開発してはだめですと言われればストップされるという理解ではあります。

○平山委員　EIAで判断をするときに、例えば大気とか水質とかであれば環境基準に照らしてどうのこうのと、そういう判断をするわけですがけれども、この、自然が対象になる場合には、どういう場合によくて、どういう場合に悪いかということ、ウガンダのこの法令では何と言っているのかということ、を明らかにしてほしいということなのです、先ほどのペーパーの中で。

○和田　わかりました。確認してみたいと思います。とりあえずアクトをざっと読んだところ、そこまでの詳細はアクトなので含まれているようには見えないんですが、現地事務

所もあるので照会しつつ確認してみたいと思います。

○石田委員 すみません、ちょっと細かいことなんですが、いただいた配付物の調査の概要でEIAと書かれているのは、すみません、私の日本語能力があれなんですけれども、これは事前にMEMD、NEMAが行っている審査なりアプレイザルの結果を踏まえたうえで、この調査でEIAを行うと、そういう意味ですか。すみません、確か聞き漏らしていないかと。EIAを行うんですね、この調査で。EIAのアシストをするんですね。

○和田 プロセスとしては、これからEIAになるんですけれども、EIAのTORをまずNEMAが承認するというプロセスがございます。承認されたら、基本的にはウガンダ政府側が実施するEIA手続ですが、そこへの支援を調査を通じて行っていくということでございます。だから、EIA作成支援というかそういった意味合いです。

○石田委員 直接EIAを調査団が行うわけではないんですね。

○和田 ではないです。

○石田委員 現地委託をするわけでもないんですね。

○和田 はい、違います。

○石田委員 EIAのTOR作成の支援もするんですか、JICAは。

○和田 そこも。

○石田委員 そこもやりますか。わかりました。

あと2点だけ感想なんですけれども、ここは今までいろんな委員の方から国立公園内や野生生物だとか生態系の話が出ていたので、それはやっぱり重要だと思うんですね。こういう重要な案件、例えばスリランカを思い出すんですけれども、スリランカも手がなかなか打てないままに我が国が援助できないまま終わってしまいました。別に我が国が援助しなきゃいけないと言っているんじゃないんですけれども、とにかくせっかくやったことに対して、次の続きがなかったこともあるので、もしそういう教訓を踏まえるのであれば、この委員会の中からどなたか行ってみたい方に現地に行ってみてもらうのがいいんじゃないですか。というのは、やっぱりこれは誤解してほしくないんですけれども、調査団の見方と私たち、こうやって公募して選ばれた人間の見方は違うと思うので、もし希望される方がおられれば現地に行ってみてもらえれば事実わかるし、一番簡単だと思うんです。予算とかいろいろありますけれども。

それからもう一つは、調査実施体制の強化の中でEAGグループをつくると。このクオリティーが実は私は気になるんです。スリランカの時もIUCNという世界的に非常に代表

的な機関が生態系の査定をやったんですね。その中で私は助言を申し上げて、対象地域の動植物の中で一部しか救わないのはおかしいんじゃないかと僕は助言に書いたんです。でも、それに対してIUCN側というかスリランカ側からの応答はほとんどなかった。とても残念に思うんですね。彼らがなぜそう思うかというのは、専門家としての何かきちんとした考え方があると思うんですよね。こういう理論に基づいて、こういう実際に基づいてやっているんだと。だから両生類の一部3分の1しか救わなかったというようなことは何か理由があるはずなんです、きっと。ただ、紙面上ではわからなかった。要するにそれが議論の応酬にならずに、途中で終わってしまっているんですね。だから、またこういうウガンダの話をしてウガンダ側が専門家集団というクオリティーのもとに上がってくるペーパーを私たちが見たとしても、その後のキャッチボールがないんじゃないかと、そういう心配は大いにしています。ですから、可能であればそういうキャッチボールができるような体制にしていきたいと思いますなと思っております。

それと、その件に関連して言えば、相手がEAGグループなりが出してくる生態系の調査報告はなるべく包括的なものをやはりつけて、スリランカのときのような包括的なものをつけていきたいと思いますなという思いはあります。

以上です。以上、コメントです。

○村山委員長 それでは、よろしいでしょうか。幾つかご意見いただいたんですが、先ほど満田委員からもありましたように、全体会合で一度議論してはどうかという話がありました。確かに昨年度、議論した経緯はあるんですが、一度それを整理していただいて、それに加えて国立公園の定義を含めた先ほどのご意見にあったような、そのあたりの書面をいただいたうえで改めてご説明いただくという機会をいただくことは可能でしょうか。

既に工程表を見ると、3月から始められていますので、それに対する根本的な意見というのは多分この時点ではなかなか難しいとは思いますが、先ほどもおっしゃったように、新しい段階に入っていますので、その時点で新しい情報を得たうえで我々としてまた新しい意見が出てくるという可能性はありますので、その点については今回のフィージビリティスタディの中で、ワーキングで議論して意見が出てくると思います。それに入る前に全体会合の中で改めて議論をする機会がもし得られればいいのではないかと思います。

○河野 先生、すみません。できましてらワーキンググループの日程はもう既に6月でセットされていますので、6月の全体会合でもう一度去年の議論を踏まえて整理して、我々のほうから説明させていただくというのはいいんですけれども、ワーキンググループ自体

は予定どおりやらせていただければありがたいと考えています。調査の関係もあって、ワーキンググループが遅れると調査スケジュール全部がずれてしまうものですから、申しわけありませんけれども。

○村山委員長 私自身はそれで結構だと思います。ただ、全体会合の議論によってはその点についてもご異論は出てくるかもしれません。その前提で、私自身はそれで結構だと思います。

ということでいかがでしょうか。満田委員。

○満田委員 せっかく話がまとまりかけているのに申しわけないんですが、私はやはりこのままワーキンググループを実施することはどうも納得することが難しいなという感じです。少なくとももう一度全体会合で議論をして、前回のマスタープランに出された助言のうち重要なもの、特にF/Sの実施に関するものに関しては、きちんとお答えいただかなければならないんじゃないかと思いますし、国立公園に関するご説明も、ではこの国立公園は本当に自然保護を目的としたものでも文化遺産保護を目的としたものではないということとをJICAからきっちりとその証拠といいますか、ご説明がないままこの委員会で議論するのはやはり反対と言わざるを得ません。

○村山委員長 今のご意見は反対意見ということで承りました。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。はい、松本委員。

○松本委員 マスタープランのときに委員でなかったのちょっと発言は控えておりましたけれども、非常に気になる案件ではあります。今の議論を伺っていると、やはり全体会合を開くという以上は、そのワーキンググループに対してもこのままでは開けないという結論が6月4日にあり得るという前提、逆にそれが前提であるというふうにしないと、何のために全体会合でもう一度議論するかがわからないと思いますので、そこは村山先生が最後にちょっとちらっとにおわせたそういう反対意見が出るかもしれないというふうにおっしゃいましたけれども、その可能性があるという前提で4日に改めて全体会合で議論することは、私は賛成です。

○村山委員長 今のようなご意見、2つご意見いただきました。いかがでしょうか。

○河野 できましたら、今、松本委員のおっしゃられた形でやらせていただければと思います。ですから、6月4日に全体会合がありますので、そこでまずお話しさせていただいて、15日は予定しますけれども、その全体会合を踏まえてまた検討するという形で、ただ、日程もありますので、一応ワーキンググループを実施する前提で委員の日程と、場所は押さ

えていただきたいというふうに思っています。

○村山委員長 では、そういう形で進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

簡単をお願いいたします。

○二宮委員 今のスケジュールの件なんですが、私、ワーキンググループに名前が入っているようでしたので、少しぎりぎりになってしまうというか、ちょっとスケジュールが押してしまうことになるかもしれませんが、全体会合の前に資料に十分目を通して何かコメントして、それが全体会合の結果、また違う状況になってきたということになると、ちょっと時間的にも労力的にもあまり効率的でないので、全体会合での一定の議論があった後に、資料は事前にいただいてもいいんですけども、ある程度の時間をいただいてコメントできるような、そういうスケジューリングをご検討いただければと思います。

○村山委員長 通常のパターンでいくと、6月4日の全体会合が月曜日にありますので、恐らくこの週の週末までにコメントをいただくというパターンになると思いますね。そういう理解でよろしいですか。

少し時間がかかるようなので、私のほうでまとめさせていただきますが、資料は全体会合の前にワーキング委員の方にはお送りをいただく。今の議論もお聞きになっていると思いますので、コメントはある程度考えていただいて、15日に実施をする前提で、4日の週の週末までにはコメントをいただく。ただし、ワーキング会合が延期されるとか、その点についてかなり議論が出てきた場合はまた別途考えるということになると思います。そういうような形でよろしいですか。

はい、簡単をお願いいたします。

○平山委員 妙なことをお伺いするのですが、15日のワーキンググループの会合を全体会合にひょっとするとするかもしれない、そういう選択肢というのはないのですか。

○村山委員長 それはないですね。

○平山委員 あり得ない。

○村山委員長 はい、ありません。むしろワーキング会合にご関心のある方は是非ご出席いただくという形はあると思います。

よろしいでしょうか。では、概要説明でしたが、このような形で進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、日程の話も既に出ていますが、次のワーキングスケジュールの確認をお願いした

いと思います。

○河添 では、今ちょうど話があったところですので、6月15日のアヤゴのスコーピング案の件について、日程は仮置きのような形になるとは思いますが、4名の先生方が挙げられております。本件のワーキンググループに参加のご希望ある方を確認したいのですが、いかがですかね。

石田先生と松本先生、松下先生。

○村山委員長 高橋委員も。

○河添 高橋委員ですね。

○村山委員長 平山委員は既に入っていますね。

○平山委員 私は三角にさせていただきたいのです。もしかするとバツになる可能性も。

○河添 わかりました。では、幸丸先生、武貞先生、二宮先生、平山先生は三角、石田先生、松下先生、松本先生、高橋先生、以上ですね。わかりました。ありがとうございます。

あと、日程の確認です。18日についてはフィリピンのメガマニラ圏高速道路、これは4名の先生方をお願いする予定でございます。よろしいですかね。

○満田委員 すみません、大変申しわけないんですが、ちょっと18日、欠席になってしましまして、すみません。

○河添 では、満田先生はご都合が悪く、4名の方でよろしいですかね。

あと、28日、ベトナムのオモン3コンバインドサイクル、これは今6名の先生をお願いしております。ご都合よろしいですかね。ありがとうございます。

あと、6月1日のカンボジアの国道5号線、今4名の皆様にご協力いただくことになっておりますが、皆さん、ご都合よろしいですか。 はい、どうぞ。

○岡山委員 すみません、多分3時なので大丈夫だと思うんですが、川崎で学会をやっていて、その足で来るものですから、ちょっと三角でお願いします。

○河添 もしかしたら遅れるかもしれないですね。

○岡山委員 遅刻で許していただけるのであれば大丈夫だと思います。

○佐藤委員 逆に私、6月1日のほうを今、主査をしておりますので、かかわらせていただきます。

○河添 ありがとうございます。佐藤先生は、では5名ということで。

これが一通りの日程の確認でございますね。

あと、6月のワーキンググループの日程と7月まで決まっていますが、この中でご都合の悪

い方はいらっしゃいますか。あと、18、22、25と3名、3名、2名ということで、可能であれば4名程度の方をお願いしたいと思いますので、ご都合のよろしい日を教えていただければここで修正したいのですけれども、いかがでしょうか。

まず、6月18日、もしご都合がよろしい方がいらっしゃいましたらあらかじめ名前を入れさせていただきたいのですが。

○柳委員 すみません、都合が悪くなったので外してください。

○河添 はい。あと2名の方、もしいらっしゃいましたら。難しいですかね。でも、この日はなかなか選べなくなってしまうかもしれませんね。

○田中副委員長 6月22日、大丈夫かな。22日は私も大丈夫、田中ですが。

○日比委員 29日は。

○河添 ありがとうございます。日比先生は29、田中先生は22日ですね。

○柳委員 22日なら大丈夫。

○河添 22日ですね。では、5名の方にここはお願いする形にしましょうか。あとは25と18の月曜日ですが。

○谷本委員 25は大丈夫だと思います。入れてください。

○河添 ありがとうございます。谷本先生。ありがとうございます。あと18と25、もう一名の方いらっしゃいますと。難しいですかね。そうすると……。

○作本委員 25日、はい。作本ですけれども。

○河添 ありがとうございます。作本先生が25日ですね。あとは18日。難しいですかね。もし難しいようだったら、18日はキャンセルの方向で検討しましょうか。皆様のご都合が悪いということであれば。

○田中副委員長 案件が入る可能性があるんですか、18日。

○河添 何とも言えないです。1カ月前に大体決めることになっていますから。18日の選択肢自体をあらかじめキャンセルしておいたほうが皆様のご都合には沿いやすいかもしれません。よろしいですかね。では、すみません。ご協力いただいた鋤柄先生と満田先生、この日は結構でございますので、18はキャンセルにしましょう。

○佐藤委員 18、キャンセルですね。

○河添 はい、18、キャンセルにいたします。

○石田委員 すみません、6月1日、私もカンボジアをずっとやってきているので、これ入れていただけませんか。

○河添 石田先生は6月1日ですね。承知しました。

以上で日程調整は終わりです。

○村山委員長 スケジュールは確認されたということにさせていただきます。

では、次ですが、ワーキンググループの会合報告及び助言文書確定です。今日は3件あります。まず、フィリピンの空港建設及び持続可能型環境保全事業のドラフトファイナルレポートですね。こちらについては二宮委員に主査をお願いしていますので、ご説明をお願いいたします。

○二宮委員 では、ご報告させていただきます。フィリピン国新ボホール空港建設及び持続可能型環境保全事業協力準備調査ドラフトファイナルレポートに対する助言案についてです。

ワーキンググループ会合を4月6日の2時から、少し時間を超過しまして約3時間半にわたって実施いたしました。参加委員は石田委員、田中委員、谷本委員、私、日比委員、松下委員、米田委員であります。多数の委員にご参加いただきまして、大変活発にご議論をいただきまして、約80くらいの助言、質問の中から今回お示しいたしております25の助言に集約をいたしました。

基本的には、本案件はフィリピンのボホール州というところにある現在のボホール空港が大変手狭になったと。それから、需要も増大をしていると。それから、大変空港としても危険だというふうに専門家から言われている空港であるというふうに伺っております。それで、新しくつくるのに近接をするパングラオ島という小さな島に空港を新しくつくるということであります。その際にパングラオ島という島が海外の観光客も含めて大変海を中心とした自然が豊かな地域で、観光客が流入しているということで、これを毀損しないように持続可能型環境保全というのを行いながら開発をすると、そういうコンセプトであると理解をいたしております。

全体的事項から順番に申し上げたいと思いますが、したがって、そういうことを前提にしてどのように環境保全しながら地元の方あるいは観光客の空港のニーズを満たしていくのかということが議論になるわけですが、まず1番、2番のところですが、本事業は地元住民の交通手段としての空港を目的としつつも、将来的な国際観光開発も見込んだ空港でもある。環境社会の影響評価及び配慮については、両目的を整理したうえで検討、記述すること。これは全体にかかわることで一番最初に持ってきたわけですが、観光開発、観光に非常にいい効果とありますが、効果を及ぼすということを前提として、

さまざまなことが書かれている一方で、基本的には利用者の大半はフィリピンの方、その中でもほとんどは地元の方ということなので、地元の利便性を向上させるのであるというその2つの目的が言葉は悪いですが、うまく使い分けられているようなところがありまして、非常にわかりづらいところがありましたので、両方を目的とするのであれば、両方を目的とするという前提できちっと目的を整理して書いてくださいと、これは全体につながる意見でありまして、他の委員も共通の認識を持っていた意見であります。

同様ですが、2番、回答で提案されている観光開発プログラムの位置づけ及び新ボホール空港建設事業との関係について最終報告書に明示すること。また、同観光プログラムを具体化するための方策を検討することということで、これも同じような趣旨であります。

3番、4番は持続可能型環境保全事業ということでキャリングキャパシティ、これは環境収容力というふうに注釈がついていました。あるいは順応的管理というような言葉が使われていました。ただ、これがどういうことを意味するのかというのが非常にわかりにくいということで、3番はキャリングキャパシティの定義を明示すること。4番は、順応的管理の適用に当たって、具体的な体制や方法、管理目標、関係者による計画策定を盛り込むことというような助言です。

○村山委員長 二宮先生、すべて読んでいただく必要はありませんので。

○二宮委員 そうですか、わかりました。

5番、6番はこれも同じですが、そういった開発を行ううえで、では地元の州あるいはフィリピン政府のさまざまな土地利用計画あるいは上水道計画等との整合性はどうかというようなことについて明示してくださいということです。

以上が全体的なことです。

それから、スコーピング案については、7番が住民移転について、44世帯が移転することが明示されておりましたので、その計画並びに移転地整備の計画を十分に確認してくださいということです。

8番は、土壌の浸食、流出や水質汚染等に関する派生的・二次的な影響がある可能性があるので、そのような影響について考慮してくださいということ。9番は、動植物への影響評価についてもその根拠を具体的に記載してください。10番は、地球温暖化についても従来、一つ一つのプロジェクト単位では地球全体に及ぼす影響というのはそれほど大きくないというトーンで書かれているわけですが、そうではなくて、それでもやはり何

らかの影響があるので、それに対しては十分考慮しなければならないというようなそういう書きぶりが必要だというご指摘でありました。

それから、環境配慮につきましては、11番が太陽光、それから太陽熱ですね。それから、12番は雨水利用、それから中水の利用、13番は空港内の発生廃棄物等に関する処理、そのような細かなことについて一つ一つきちっととらえて検討してくださいということでありました。

それから、14番はECCという、これは環境適合証明書というものだそうです。これはフィリピンの天然環境資源省というところが発行するといいますが、認めるものだそうですが、その附帯条件にあるEGF、Environmental Guarantee FundとEMF、Environmental Monitoring Fundについての対応についても記載してくださいと。15番は、工事に用いる骨材や土砂についてもきちっとその採取地等についての配慮を記載してくださいということ。16番は、水に関するさまざまなご懸念が多く委員から出されましたので、それを1つに整理する形でこのようにしました。 空港用地からの雨水、それから 空港施設からの排水、 一般住宅、観光施設からの排水についてきちっと区別して対策を記載してくださいということです。

17番は、地下水の水質だったと記憶していますが、水質が悪くなっているということが明示してありましたので、その原因等も含めてフォローアップをしてくださいということです。18番は、ブラッシュランドあるいは低木林地というこれは言葉の解釈の問題ですが、そういう記載にしてくださいということ。19番は、コーラル空洞という動植物層の背景にある現地の環境の特質ですが、それらについて動植物との関係、希少動物との関係について詳述してくださいということ。それから、20番、植栽計画について原生種・自生種の利用や外来種の排除等について明示してくださいということ。21番は、海洋に関するモニタリング計画について今後の策定を明記してください。22番は、過去10年間の1日当たりの最大降雨量を設定し、浸水地の容量11万トンということが設定してあるわけですが、この降水量について不測の事態であるとか、気象条件が変化しているような状況があるので、それらについても考慮してくださいということ。それから、動植物層について、ベースデータの多くが2000年のデータだったということで非常に古いデータでしたので、できれば新しいデータをきちっと調べることをしていただきたいということです。

それから、最後にステークホルダー協議ですが、ジェンダーバランスについてきちっと

考えてくださいということが24番。25番は2000年から計画が進んでいるので、もう10年以上が経過をしており、関係する利害関係者等も多様化しているという状況がありますので、それらを調整するために引き続きコミュニケーションを継続して行うように申し入れてくださいと、そういうことであります。

以上、25の助言でまとめております。ご検討よろしく願いいたします。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、お気づきの点ありましたらお願いいたします。

作本委員、どうぞ。

○作本委員 作本です。ちょっと今ご説明をいただいて、内容的にはご丁寧にありがとうございました。ちょっと1枚目のむしろ助言の経緯のところに配付資料が1から6までありますが、事務局の方でも構わないんですけども、これらの資料の位置づけでも教えていただけたらありがたいんですけども、Updated EISというのは、フィリピンではEIAと呼ばずにEISと呼んでいるんですけども、このUpdatedというのはどういう意味なのかなということがちょっとわからなかったのが一つと、あともう一つは、6番目にフィリピン大学の教授陣が大統領に書簡を送ったという参考資料というんですが、ここにはちょっとついていないので、どういう類のものなのか。事業を進めろということなのか、問題があるというものなのかわかりませんが、どういう類のものなのかもしよその記憶があれば教えていただければと思います。

それと、最初のEISのことを聞いたのは、14番で説明されたECCというこれはいわゆるアセスのEnvironmental compliance certificateという許可証に当たるものだと思うんですけども、そこで附帯条件をつけるというのがちょっと脈絡がよくわからなかったものですから、そういうことで1枚目の配付資料の4番と6番についての概要を教えていただければと思った次第です。

○高橋 審査部の高橋です。まず、配付資料の説明ということで補足させていただきます。

おっしゃるように、フィリピンでは環境影響評価報告書を本来EIAのものをEISと呼んでおりまして、先ほど二宮委員のほうからもご指摘があったように、作成が2000年とやや古いものだったということ、あと、一部内容、データなどの更新が必要と判断しまして、それを追加調査も含めて更新したものがあります。ただ、既に現存の2000年のEISが、フィリピンの天然環境省から承認（ECC）を得ているものでございます。なので、ちょっと混乱を招いて申しわけないのですが、JICAの審査資料としては本来ある2000年のEISとア

ップデータしたEISの両方を見ていくことで、できるだけ最新の資料を審査材料とする趣旨です。

○作本委員 有効期間があるからですか。アセスをやって何年間以内に事業を開始しなさいとか、そういう取り締まり規定が通常あるので、そのためでしょうかね、アップデートされたというのは。EIAは2000年に既にされて、それで時間が経ち過ぎちゃったので、もう一回それをアップデートするための手順をEIAということで行いましたと、そういう趣旨でしょうかね、アップデートというのは。

○高橋 主な趣旨はそういうところでございます。

○作本委員 そうのことですか。ありがとうございます。

○高橋 書簡についてですが、このボホール案件はいろいろと経緯がございまして、要は過去に事業地に対して一部フィリピン内でコメントがありました。最終的には専門家からも合意といいますか、理解を得た旨を以前スコーピング案とドラフトファイルのワーキンググループで地域部から説明申し上げたことがあったんですね。その参考資料としての書簡が当日配付でお出したもので、もし必要があればまたメールなどで共有もできます。そういった意味での参考資料でございました。

○作本委員 ちょっと気になったのは、ここの説明が大学教授から大統領に直接出される手紙というか、これが尋常じゃないのかなと思って、そういう意味で、この6番の説明書きがかなり大きいですよ。大統領に普通大学教授が出す手紙となると、これはやはりよほどの何か問題があったのかなかったのかわかりませんが、そういう意味でちょっと気になったものですから。内容に入る以前の話で。

○石田委員 その他補足しますけれども、それは実はその資料を見たいと言ったのは私なんです、インターネットではパブリックナレッジの出ている資料で、そのボホール島の出身者であるフィリピン大学の教授の人たちがやっぱり自分の故郷につくるのに懸念を示したので、それでこの書簡を大統領に送ったそうなんです。その後、紆余曲折を経て、結局計画も修正されて、その計画には同意するということで、また改めて確か連絡したんじゃないかなかったですか、書簡を出しているか。

○作本委員 よくわかりました。ありがとうございます。

○村山委員長 ほかにいかがでしょうか。早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 ちょっと16番の趣旨を確認させていただきたいんですが、最初の括弧内に土壌浸食と書かれているので、土壌浸食かなと思って聞いていたんですが、内容を見える

と、一般住宅等からの排水だとか空港施設からの排水ということで、土砂による影響なのか、あるいは他の水質項目による影響なのかというのがちょっとこれだけわからなくなってしまっているんじゃないかなと思うんですが、その辺、少し確認させてください。

○村山委員長 これは谷本委員にお聞きしたほうがよろしいでしょうか。

○谷本委員 確かに早瀬委員のご指摘を見まして、幾つかのポイントとちょっと重複をしているのは事実なんです。例えば12番、これは水か。12番は雨水利用ですね。8番ですね。このところとうまく合わせればよかったのかなというのが今、実は先ほどから読んでいまして、感じています。ここで実は3つにまとめましたのは、水関係でいろんな議論が出ました。あまりにも多くの項目になると大変なので、水関係で3つに絞りました。特に1番の空港用地からの雨水関係は、これはもう土壤に完全に絡んでいます。大きく絡んでいまして、8番のところと、そういう面では一体化というんですか、一緒の問題を取り扱っています。

あと、2番のところは、いわゆるトイレ等、そういうところ、それから、一般住宅もそういうシャワー水とかトイレ水とか、あるいは調理等の排水、これはやはり自然系に影響を与えるということでよく考えてほしいと。ですから、ここに無理してまとめたというんですかね、そういうふうなことでご理解いただけたらと思います。

○二宮委員 補足でよろしいですか。今のような形で水のことがいっぱい出たのを整理的にしましょうということで、多分その中で雨水等によって土砂が流出して周辺の珊瑚に影響を及ぼすというふうなこともその中の一つにあったものですから、そういう関係で土壤浸食の項目の文言が何らかの形でここに残ってしまったということだったと今記憶をたどりますと、思い出しております。それは、恐らくこの1番の空港用地からの雨水関係とかということに土砂の関係も含まれたというふうに委員は認識したんだと思うんですけれども、この頭のところに土壤浸食というふうにありますので、確かに委員ご指摘のようにちょっとこれがわかりづらくしていると思います。ただ、最終的にこの頭の括弧内は残るんではしたかね。

○高橋 そうですね。ただ今二宮委員に補足していただいたように、もともと土壤浸食というのはスコーピング表の中の用語で、そこから議論が発展して水の話になったものです。お二方もおっしゃったように、8番と一緒にするとか、ちょっとその辺の工夫が必要であったかと思います。この資料の該当ページ等は今の段階の助言案には出てきますが、ウェブに載せるときには外させていただきます。そういうことでご理解お願いいたします。

- 村山委員長 かぎ括弧の部分は外すということですね。
- 高橋 はい。加えて委員の名前も外させていただきます。
- 村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、この件についてはこれで確定ということにさせていただきます。ありがとうございました。

それではあと、2つの助言文書と案件説明が2つありますが、ここで一度休憩を入れさせていただいて、その後また再開をさせていただきます。

- 河添 では、5分程度にしますか。55分ぐらいから。
- 村山委員長 はい。

午後3時50分休憩

午後3時59分再開

- 村山委員長 それでは、そろそろ再開をしたいと思います。

では、ワーキンググループの会合報告、助言文書確定2点目です。バングラデシュの国道1号線橋梁改修・建設事業のスコーピング案が対象です。こちらは鋤柄委員に主査をお願いしておりますので、ご説明お願いいたします。

- 鋤柄委員 それでは、ご報告いたします。

本件に関しましては、先月、4月16日にワーキンググループを行いました。出席されたのは石田委員、私、長谷川委員、原嶋委員、岡山委員はメール審議という形でご参加をお願いいたしました。

本件は、ダッカとチッタゴンの間の幹線道路といいますか、バングラデシュにとっても大事な道路、ここにかかっております3本の橋、これについて老朽化してかなり危ない状況ということと、増加する交通量についていっていないということで、改修と新設を並行して行うという事業です。

これにつきまして、2ページ以降、15項目の助言・提案をまとめました。そちらをご覧ください。

まず、全体事項ということです。

1点目、もともとこの3つのうちの2つの橋は日本の無償資金協力で作られています。ただ、20年少々でかなり直さなければならないほど壊れてきているということなので、この経緯、原因等を調べていただきたいというのが1点です。

2点目につきましては、このガンジス川水系にカワイルカ、イリエワニというようなか

なり大きな行動域を必要とする絶滅危惧種が生息しているということがわかっておりますので、これに関する考慮もしていただきたいと。既存文献等々含めて生息状況を確認してくださいということです。

3点目は、不正のないようにということをお願いしております。

4番、5番が代替案の検討についてということです。4番目は、事故というのは道路上の事故だけではなくて船舶の事故、河川を航行する船舶の事故も考えてくださいということです。5番目、これは代替案を絞り込んでいく過程について、その方法と基準を明確にしたいということです。

6番から9番がスコーピング案についてです。6番目は、騒音が現状環境基準を上回っていると、そういう結果になっていますので、今後調査においてしっかりとその確認をお願いしますということです。7番、8番が地域社会に関する点です。移転する方々に対してはしっかりと補償、雇用支援等々を行うようにしてほしいというのが7番目です。8番目につきましては、児童の就労等を避けるようにして、なるべく助けるようなことを考えていただきたいということです。9番目は、実際に今後EIAをやっていく場合に調査手法、予測手法、評価等々についてしっかりと明記していただきたいということでもあります。

10番、11番が環境配慮についてです。10番目としては、住んでおられる方が移転していく先での砒素の被害がないように考えていただきたいという点です。11番目がモニタリングに関して、猛禽類等々についてある程度長い期間を射程に入れたモニタリング計画を必要な場合にはつくっていただきたいという点です。

社会配慮について3点ございます。工事に際しては、男女差別ですとか児童雇用等々がないようにモニタリングを実施していただきたい。また、住んでおられる方々が小規模でも漁業を営んでいられる場合には、それがどういう状況になっているのか調べていただきたい。14番目、環境法だけではなく、公共事業に関する住民移転、土地収用等々についてJICAのガイドラインとどういう関係になっているか、それをご教示いただきたいということです。

最後に15番、バングラデシュでは必ずしも識字率が高くありませんので、こうしたステークホルダー協議の呼びかけですとか情報公開については、文字だけではなくて放送であるとか、そういったような方法も検討していただきたい。

以上でございます。

○村山委員長 どうもありがとうございました。それでは、お気づきの点ありましたらお

願いいたします。

はい、高橋委員。

○高橋委員 ありがとうございます。本件では子供の就労禁止とか、あるいは識字率の低さから音声媒体とか非常にきめの細かい要請といいたいでしょうか、そういうのがありまして、これはこれでいいと思うんですが、ちょっとそれで1点お伺いしたいのは、3番目の許可証の偽造とか何か不正行為、これは普通だと、あえてここで要請するようなことなのかなと思うんですが、実際こういうことが頻繁に起きているからこういう要請になったのかどうか、それが1点ですね。

それから、もう一点は非常に細かい話で恐縮ですが、例えば10番では砒素というのが同じ文章の中で片仮名のヒ素と漢字の砒素とありますから、その辺の統一とか、あるいはバングラデシュもバングラデシュと「バ」国とありますから、その辺を統一していただけたらいかかと。その2点であります。

○村山委員長 2点目は字句修正ということですが、1点目、今日は長谷川委員がいらっしやらないんですが、主査のほうで何かコメントありましたらお願いします。

○鋤柄委員 私もちっとあまり深く考えずにこういうことが助言として出てきて、なおかつそれほど違和感を持たれていない印象があったので、そういうものなのかというふうになんて軽く流してしまいました。WGの先生方がでしょうか。

○石田委員 覚えている限りですが、当日の議論では確かこうだったんじゃないかと思います。いただいた資料の中にこの文章、いわゆる3番で書かれていることが報告書で書かれていたんですね。確かそうじゃなかったでしょうか。それで、長谷川委員のほうから質問があって説明者側も答えていただいたので、そういうことであればやはり委員会としては懸念を要している事項なので、やはり通常とはちょっと違いますけれども、申し入れをしましょうというような、そういう流れだったように記憶していますが、ほかの委員の方、私の記憶が間違っていたら訂正してください。

○作本委員 よろしいですか。今のこの内容が報告書に書かれていた、それは事実上あったのかもしれませんが、ただ、やっぱりこれは相手の国家主権というかメンツにかかわる重要な部分ですから、こういうところで公式に載かって誰もが読めるような状態に置くというのは、これはやっぱりちょっとセンシティブティというところではどうなのかと半分不安なんです。

それとあと、それよりもむしろアセスのこの許可証のことを言うんだったらば、この国

のアセスは確か3カ月で終えなきゃいけないんですね。課長さんは一度こちらの日本にも来て話したことがあるんですけども、それはちょっと無茶じゃないかということで、バングラのアセス課長さんがみんなからとっちめられる場面があったんですけども、むしろそういう一番下の環境法だけでなく、14番のご指摘もありますけれども、何か制度そのものの中にちょっと不十分さというか整備がまだ足りないようなところもあるかと思うので、私も今お聞きしている内容が3カ月でどうも終えられることではないなという、砒素の調査とか何かありますから、そういうのはちょっと若干危惧したものですから。3番については、やっぱりちょっと私自身はむしろこれは真摯で日本の政府としてもつき合うべきじゃないかなと思うので、あまりちょっと適切じゃない、あるいは入れるのならば表現に気をつけるとか、何かやりようがあるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○村山委員長 石田委員のお話ですと、ワーキンググループの会合の中でこの点については議論があったということですね。

○石田委員 はい、ありました。

○村山委員長 ということは、JICAの担当者の方もそれについて議論には参加しておられた。

○石田委員 はい。私の記憶では、その場では全員の合意がとれたと思います。ただ、センシティブティの話については今、作本委員から出されたようなところまでは恐らくは深く私たちは考えていなかったというか議論していなかったように思います。その3カ月でアセスをやらなきゃいけないという背景の事情もわかっていませんでしたということもあって。

○村山委員長 わかりました。恐らく高橋委員も同じようなご趣旨かなと思いますが、審査部の何かコメントありますか。

○河野 すみません、このワーキンググループに出ていないので、今お答えします。これを直接政府のほうに何か申し入れして合意するというのはどうかという気もしますので、助言としては再考いただけるとありがたいです。

○村山委員長 では、今日は長谷川委員がご欠席ですので、一度鋤柄委員のほうからこのような議論があったというのをお伝えいただいて、最終的にはワーキンググループのほうでご判断いただければいいと思いますので、その点についてメール審議をお願いできますでしょうか。

あと、先ほどありました字句の修正についてもあわせてお願いします。

○田中副委員長 ありがとうございます。こちらの9番のところですね。今日は長谷川先生お休みなので確認をさせてもらうんですが、この意味が予測手法、評価手法ですかね。この基準の合理性と正当性を明記すると。恐らくTORに多分そういう記載があったんだろうと思うんですが、この正当性あるいは合理性、あるいは評価基準ですかね。ここらあたりの文言の意味をもう少し教えていただけるとありがたいなと思うんですが、どうなんでしょうか。

○鋤柄委員 これは、最初は調査手法ですとかミチゲーション手段等々が、一旦整理された表の、項目としては「調査手法」のところに、その調査手法であったり、あるいはもう少し漠とした話であったり、こういう評価手法を適応しますという話が、色々なレベルで記述されていました。それを一旦JICAのほうで整理していただいたんですが、その念押しというような、そういう確か議論だったというふうに記憶しております。

○田中副委員長 これ合理性とか正当性という表現でJICAの事業部のほうは受けとめられて大丈夫なのかな。

○河野 業務主管部が大丈夫だと言っていますので、大丈夫です。

○村山委員長 はい、谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 よろしいですか。ちょっと3番のところに戻っていただいて、メール審議でやっていただければと思うんですが、ちょっと気がついたのは、次の案件のカンボジアのところでやはり同じような法制度整備というんですか、いろいろな話題になりました。そこで1点、同じ法制度整備を進めてくださいというふうな文言で次のところはまとめておりますので、バングラデシュのほうももし可能であればというんですかね、メール審議の中でそのようなトーンを少し和らげるような形で入れていただければと。以上です。

○村山委員長 その点は参考にさせていただいてご検討いただければと思います。

では、よろしいでしょうか。

では、この件についてはメール審議の後、確定ということにさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、3件目ですが、カンボジアの国道5号線改修事業に関するドラフトファイナルレポートになります。こちらは佐藤委員に主査をお願いしております。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 よろしく申し上げます。カンボジア国の国道5号線改修事業、有償の協力準

備調査でのDFRに関する助言案に関して議論させていただきました。

ワーキング会合は4月20日に実施し、委員は私、石田委員、武貞委員、谷本委員、二宮委員、松下委員によるワーキングの会合の開催でした。配付資料はご覧のとおりです。

まず初めに、案として50案ほど出まして、その中で16案にまとめてきたという次第でございます。

スコーピング案の助言案に基づいて、今回DFRのほうの助言案になります。では、内容のほうを紹介いたします。

今、谷本委員のほうからご紹介ありましたとおり、今回に関しましては、カンボジアの国の5号線をつくっていくわけなんです、これがちょうどアセアン地域の中の特にアジアンハイウェイの1号線という形で、特にグレーターサブリージョンとGMSの中での主要な幹線道路になるということになります。それ自身が日本企業に対しての大きな影響もあるということで、この整備をしていこうという中でこの案件が出てきている次第です。

大きな案としましては、この中で道路の一部拡幅、改良工事、そしてバタンバン・バイパスの整備事業というのをやるのが今回の作業の目的でございます。

1番から4番、まず初めに、これ自身がカンボジア国内だけではなくてアセアン全体にも影響を及ぼすということを考えたときに、しっかりとそのカンボジアの国の中でも法制度を整備するというそもそも論になるわけですが、ここをしっかりとしないことには、このプロジェクトだけで終わらせるようなものではないということがまず認識として指摘されました。

2点目として、このトンレサップの水位の上昇に伴って道路が一部冠水することが最近報告されております。そういう中で局地的な気候の大幅な変化なんていうことも予想されますので、しっかりそういうようなこともあるのであれば記載をするというのが2点目でございます。

3点目、これに関しましては跡地利用、そしていろんな工事で使われるような資材の採取に関するマイナスの影響が出ないような対策を講じることというのが3点目としてありました。

4点目、これに関して、ともかくこれで非常に交通渋滞が今後予想されますし、多くの影響が出てくることを考えまして、戦略をもってなるべく負の影響が出ないような対策を練るということをしっかりと確認するというのが4点目でございます。

環境配慮に入ります。

SPM、TSS、大気汚染の浮遊物質に関する関連の測定項目ですけれども、それに対するものを確認する、検討すること。そして、6点目としては、非常にこの雨季乾期に伴う季節変動によって水文、そして生物多様性、生計といったような中に影響をもたらす可能性がありますので、季節変動に配慮した中で水関連、そして生物多様性、そしてそこで営まれている生計に関する影響というのをしっかりと見るようにするというのがこの6点目の指摘でございます。

7点目、これに関しましては、実はこの道路の横に水田とかがありまして、季節によってはそこが湿地帯にもなるわけです。そういうようなことを考えた中で、道路周辺の生態系についても十分な配慮をすること。そして、動植物の配慮、渡り鳥、移動性の動物も含む中での生態系に対する配慮というものがここで指摘されております。

3ページ目のcに入ります。環境マネジメントプランにおける生態系のモニタリングをしっかりとやってくださいというのがcにかかります。

8番、これは特に雨季に焦点を置いたものです。カンボジアに関しましては、雨季の期間が長いということと、あとは今回も冠水という現状が起きておりますので、そういう中でその雨季に焦点を置いた中での生態系の変化、生物種とかその事業が与える影響、また、雨季に営まれているようなさまざまな生計活動に関する本事業の影響というのはどういうものだろうかというのを見ていくのが8点目としてあります。

9番、Global Warmingの評価がB+となっている根拠を示すこと。ご指摘のとおりです。

10番、地球温暖化に関する排出を抑制するという認識をしっかりとつと。特にアジアハイウェイですので、交通量が増加することがもう予想されておりますので、CO₂の排出ということを意識しながら対策を練ることが重要になります。

住民移転・社会配慮に入ります。

11番、カンボジア国内の法整備に関する取り組みをしっかりと。これは先ほどの1番の指摘と重なっておりますが、特に住民移転、土地収用に関することについてしっかりと法整備に資するような支援をするということの指摘です。

12番、これはこの案件に対してすごい私たちも有効だねという話で議論になったんですが、被影響住民に対して、その道路の建設があなた方の生活にとってどんな期待を持ちますかというそんな調査の報告がなされてありまして、非常に有効な情報であるということを確認しております。こういうような情報に関しても、今後の有効活用を図るために考察を加えるということが12番としてご指摘されました。

13番、アジアハイウェイというものができてくる中で、カンボジア国内だけではないことを踏まえたうえで、長期的な視野に立った中での啓蒙や情報提供ということも行う必要があるということが指摘されました。

14番、15番、移転に同意していない世帯、そして、土地なし世帯に対する具体的な理由を詳細に確認するというようなこと、あと意見交換のこと。そして、土地なし世帯に関しましては、土地取得が可能か否かというような確認をしつつ、予算と今の見積もりとの関連性の中で対応・モニタリングをするということが15番目の指摘になっております。

16番目も非常に大切です。バイパスの中で今後想定される無秩序な土地の買収、開発というものが予想されますので、そういうものに対する開発の規制の設定、農地の保護と。これは1点目の谷本委員がご指摘してくださった法整備とも深い関係性がありますが、長期的な視野の中での法整備というものが重要であるということが指摘されました。

以上です。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、石田委員。

○石田委員 すみません、今気がついたんですが、ちょっと補足させてください。12番の「非影響住民」は、これ被るという漢字のほうでした。影響を受ける、被るのほうのように思います。

○村山委員長 12番の最初の字ですね。

○佐藤委員 何番でしたか。

○石田委員 12番です。影響を受ける人たちへの調査結果。

○佐藤委員 確認しています。そうですね。被るのほうですね。影響を受ける側の人たちの意見調査を受けつつ、あとは新たな道路に何を期待するかなんていういろんな調査、インタビューをやっていますので、なかなかこれは参考になりました。修正をしたいと思います。被るのほうで修正をお願いします。

以上です。

○村山委員長 高橋委員、どうぞ。

○高橋委員 6番と8番ですが、6番のほうで雨季と乾期の季節変動に伴ってa、b、cということについて調査情報を収集するというので、8番はそのうち特に雨季ということに限定をしたんだらうと思うんですが、何か違いがあるのでしょうか。

○佐藤委員 これも少しまとめのときに議論になっていたんですが、どうでしょうか。

○石田委員 一緒にしても。

○佐藤委員 一緒にしてもどうかという指摘もありましたので、今のご指摘で。季節変動に伴って、このような配慮に基づいて情報を集めながら記述をすることという形で、こちらのほうで一度まとめてみたいと思います。6番と8番をちょっと合わせてやりたいと思います。ありがとうございます。

○村山委員長 では、先に。

○作本委員 今の点で。今のまとめるということは私もよさそうに思います。ただ、8番はこれちょうど内容的にも雨季だとか増水とかそういうことで一くくりできるような内容に見えますので、恐らく6番の中にうまくおさまるんじゃないかと、そういう印象を持ちました。コメントです。

○佐藤委員 ご指摘ありがとうございます。

○村山委員長 では、早瀬委員、どうぞ。

○早瀬委員 4番と13番でどちらもこのプロジェクトの長期的な負の影響だとか費用について述べられていて、私もこの点、とても重要だと思うんです。ただ、4番のほうなんです、4番のほうは交通渋滞やそれに伴う大気汚染というふうな表現がされていて、それというのはきっと交通渋滞を指しているんだと思うんですけれども、そうすると、交通渋滞対策に限定されてしまうような読み方をされてしまうのではないのかなと。そうすると、本来の趣旨と異なるんじゃないのかなというような懸念があるんですが、ここはそういう趣旨なんでしょうか。

○二宮委員 これはまさに読んで字のとおりといいますか、交通渋滞及びそれに伴う大気汚染ということで、両方で、交通渋滞がある程度スムーズに流れれば大気汚染の程度は緩和されるだろうと。交通量そのものが増えること自体はある程度経済発展に伴って必然であるので、あまりそこまで言えないのかなと。そういうことで少し考えたニュアンスなんですけれども、交通渋滞と大気汚染というのは別個に考えたほうがいいのかというような、そういうご指摘でしょうか。

○村山委員長 松下委員、どうぞ。

○松下委員 早瀬委員の意見を尊重してちょっと修文の手配をしますが、今後幹線道路等の社会資本整備の差異には、交通需要の増大に伴う交通渋滞や大気汚染なども負の影響をなるべく小さくするような、そういうふうにしたらいかがでしょうか。

○村山委員長 二宮委員、いかがでしょう。よろしいですか。

○二宮委員 はい、私は異存ございません。ありがとうございます。

○村山委員長 では、今の点はそのような形で。

日比委員、どうぞ。

○日比委員 9番の温暖化のところで、このB+の根拠を示すことということ、これ具体的にどういうことでB+になっているのかもし……。

○松下委員 今の議論とも関係するんですが、報告書によると、事業を実施することによって渋滞が緩和されて、その結果、地球温暖化に対する効果がプラスであると。プラスといますか、温暖化の影響が下がるという計算になっているわけですが、恐らく事業が実施されたことによって、結果として交通需要が増えることもあるのではないかと、そういうふうに考えまして、そういった点もきちんとシミュレーションされていたんですが、わかるように示してくださいと、そういうことです。

○日比委員 わかりました。

○村山委員長 では、大体よろしいでしょうか。

○作本委員 質問ではないんですけども、1番目の冒頭に谷本さんが法制度の整備をすることとご指摘がありましたけれども、おっしゃるとおり、このカンボジアの今急速な開発に比べますと、国内の法整備がほとんどできていないというか進んでいないのが環境関係だけですけども、現状なんですね。環境基本法ができてはいるんですけども、関連の規則、命令、その他ほとんど整備されていない状態あるいは廃棄物その他もできていないような状態にありますので、この1番目の冒頭のご指摘はとても相手にとってもこれから役立ついい提言だと思います。

以上です。

○村山委員長 松本委員、どうぞ。

○松本委員 住民移転にかかる14と15なんですけれども、何か想定しているものがあるような書き方だと思うんですが、14番については相互理解と対応の多様化を進めるということは、何か行き詰っていて出口がないのかなというふうなんです、これ実際にはどういうことが想定されているのかということと、15番も仮の予算で土地の取得が可能かどうかを確認し、必要に応じたと書いてあるんですが、可能であればどうだとか、可能でなければどうだとかというのが多分あるような気がするんですが、このあたり、もう少し実際短くされたと思いますので、含まれていることについてちょっと共有していただければと思うんですが。

○武貞委員 ありがとうございます。14番のほうについては、移転していない、移転に同

意していない世帯が4世帯あるということの事実が書いてあっただけなので、その先はどうなんですかということとして、当日ご説明があった範囲では、確か比較的所得の高い世帯で同意をしていない人たちがいるんだという話だったんですが、とはいってもどういう理由で反対をされているのかをちゃんと確認して対話をすべきでしょうという趣旨でこういう助言をつけ加えました。

それから、15番については、これはむしろ移転に係る予算の見積もりがあって、その中に土地なし世帯の移転については恐らくこのぐらいの費用が将来かかるであろうという事実というか見積もりの記述があったので、実際にその見積もりの範囲内でしか対応しないということではないですよという趣旨でこういう助言を書かせていただいています。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。はい、田中副委員長。

○田中副委員長 簡単に。先ほど作本委員からも出た1番のところで、法制度の整備を検討することということ、谷本委員から11番にも国内の法制度の整備に資するような支援をとあります。こういう書き方としては、1番も法制度の整備の何か支援を検討するとか、そういう趣旨なんでしょうか。この1番の文案ですと、JICAに法制度の整備を検討しろと、こういうふうに言うことになるんですが、恐らくカンボジア国に対してそういうことを働きかけるとか、あるいは法制度の整備を支援すると、何かそういう趣旨なんだろうかね。確認なんです。

○作本委員 今、JICAさんがやっている法整備支援という大きな仕事があって、その中でカンボジアがやっぱり代表国なんです。そういう意味ですから、この表現はちょっと言い過ぎたような気も、広い意味合いはちょっとあるんですけども。

○村山委員長 作本委員、すみません。

○作本委員 当たっていないわけではないと。

○村山委員長 記録をとっていますので、私のほうから指名した後にご発言いただけますでしょうか。

○田中副委員長 ですから、書きぶりとしては、表現ぶりとしては11番に書いてあるような法制度支援に資する支援を進めることと、何かそういう趣旨なんだろうね、という確認です。

○谷本委員 おっしゃるとおりです。では、ちょっと1番のところをすみません、主査、お願いします。法制度の整備を支援すると。

○佐藤委員 11番のような形で修正をさせていただきます。ありがとうございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。はい、二宮委員。

○二宮委員 1点だけ文言のところなんですけれども、確認です。私のところで恐縮なんですけれども、13番のAHsというふうに書いてあるのは、これはもとの資料にいただいた案にあった言葉をそのまま使ったんですけれども、Affected Householdsという言葉なんですけれども、これは石田先生の被影響住民というのはこれをこういうふうに言っているのでしょうか。そうであれば一緒の表現にさせていただいたらいいかなと思ったんですけれども、Householdsなので住民とちょっとニュアンスが違うかなと思って、そのまま置いておいたんですけれども。

○村山委員長 先ほどのご説明では違う表現でご紹介いただいたように思うんですが、どちらでしょうか。

○二宮委員 影響を受ける世帯という。

○村山委員長 被影響世帯という意味ですか、これは。

○二宮委員 はい。その方々に対して、12番と同じところでの状況に対するコメントなんですけれども、いろいろどういことがよかったですかというふうにインタビューをしているのに、非常によかったという意見がたくさんあったので、もちろん短期的には道路が整備されてよくなるんだけれども、いろいろ長期的な影響もあるので、それをきちっと提示してくださいというそういう意味でのコメントでした。したがって、これは影響を受ける世帯と、そういう意味合いです。

○村山委員長 わかりました。それでは、AHsは被影響世帯ということですね。

では、今の点も含めてメール審議でもう一度確認をしていただけますでしょうか。

よろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

では、これで助言文書確定の議事については終わりにしたいと思います。

今日あと残り55分ということになっておりますので、残りの時間で案件の説明、環境レビュー段階における報告をしていただきたいと思います。

今日は2件ございます。1件目がベトナムの発電所建設事業に関するご報告ということになります。大体30分弱を目安にご報告いただいて、質疑をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、まずご報告、よろしくお願いいたします。

○立松 東南アジア3課の立松と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、オモン3コンバインサイクル発電所建設事業準備調査についてご説明をした

いと思います。

この案件につきましては、昨年8月1日の全体会で案件の概要をご説明いたしました。その後、1月、3月に助言委員会のワーキンググループを開催し、ご検討いただき、今回は4月9日に確定をいたしました協力準備調査報告書のドラフトに対する助言への対処方針案をご説明し、また、その後、環境レビュー方針に基づき今後先方と協議する事項についてご説明をしたいというふうに考えています。

本日お手元に資料を3点用意しておりますので、ご確認をいただければと思います。1点目が案件概要説明のパワーポイントでございます。2点目が協力準備調査報告書のドラフトに対する助言対処方針案でございます。3点目が環境レビュー方針でございます。

まず、資料1つ目の案件概要説明に基づきまして、簡単に本案件の概要についてお話ししたいと思います。

お手元、その資料のまず2ページ目、スライドの右下2、3と書いてあるところを書いてございますとおり、本件の背景としては4点ございます。1つ目が非常に急速な電力消費の伸び、2つ目が計画からなかなか計画どおりに進捗していない電源開発と。3点目にこれらを背景とした深刻な電力不足、4点目に頻繁な停電という状況がございます。

事業の概要につきましては、スライド右下4ページをご覧ください。

(2)の に書いてございますとおり、本件はコンバインドサイクル発電所の建設でございます。ガスタービン2基、蒸気タービン1基を建設するものでございます。

少し資料を飛ばしまして、右下8ページ目をご覧ください。

カテゴリー分類及び環境社会配慮文書の状況につきましては、ご覧のとおりでございます。また、助言委員会、これまでの経緯につきましては(1)に記載のとおりでございます。

案件の概要については以上でございます。

次に、協力準備調査報告書ドラフト(助言対処方針案)に基づきまして、いただきました助言への対処方針案をご説明したいというふうに考えております。

全体で11件ございますけれども、このうち6件が報告書への反映が求められた点でございまして、いずれの点についても反映を済ませております。また、申し入れを行うように助言をいただいた件につきましても、既に申し入れを行っておりまして、申し入れた件が5件ございます。

それでは、お手元の資料に基づきまして、一つ一つ簡単にお話したいというふうに思っ

ております。

まず全体事項、1でございます。これは道路など本事業の附帯施設の環境社会配慮がどの段階でどのように行われたということを確認し、報告書に記載するようにという助言をいただきました。これにつきまして、道路、変電所など附帯施設の環境社会配慮状況を報告書に記載いたしました。

2点目、当初計画よりガスタービン出力が増加する場合の補足EIA報告書であるまたは許認可の取り扱いを整理し、報告書に記載すること。また、再アセスやEIA報告書の大幅な修正が生じる場合には、助言委員会へ報告することを検討することといった助言をいただきまして、対処方針案としましては、出力が増加する場合には天然資源環境省は実施機関が発出をする文書に基づき、再アセス、EIA修正の可否を判断するということを報告書に記載いたしました。また、再アセスやEIA報告書の大幅な修正が生じる場合には、助言委員会へ報告することを検討いたします。

3点目、ゼロオプションや場所の選定について環境配慮の観点から比較を行い、報告書に記載することという助言をいただきまして、対応としましては、本発電所を建設しないオプション、すなわちゼロオプションにおける大気汚染、温排水、自然環境、社会環境の影響比較を報告書に記載いたしております。

4点目、一般廃棄物と有害廃棄物の分別がどのように行われるのかを報告書に記載することといった助言をちょうだいいたしました。これに対しまして、一般廃棄物と有害廃棄物の分別方法、処理方法、モニタリング実施計画を報告書に記載いたしました。

5点目、実施機関は廃棄物の回収処理業者から処理状況を報告させ、適切な処理の確保を確認するように実施機関に申し入れるべきであるといった助言をちょうだいしました。これを踏まえまして、助言のとおり申し入れを行いまして、処理請負業者から提出されるマニフェスト、また、処理場の視察によりまして適切な処理をモニタリング、確保していくということを確認いたしました。

6点目、廃棄物種類の発生想定量を報告書に記載するべきという助言をいただきました。これを踏まえまして、供用時に発生する廃棄物の種類と発生量を報告書に記載いたしました。

7点目にまいります。大気汚染状況の十分なモニタリング及び対策への配慮を求めるべきといった助言をちょうだいいたしました。これを踏まえまして、排ガス用の環境計測システムによる連続自動測定を通じまして、十分なモニタリングを行うことを実施機関に提

案いたしました。そのことにつきまして合意をいたしました。また、環境基準を超過するような事態が確認された場合には、最も環境負荷が多いと見られますオモン1の発電所の運転時間を短縮するなどの対策を実施するように実施機関に申し入れまして、この点につき合意をいたしました。

続きまして8点目、将来的にオモン団地内の発電所が稼働し、大気環境基準を超過するような汚染発生が認められた場合、実施機関とカントー市の間で影響緩和策を協議するように提言すべきであるといった提言をちょうだいしました。これを踏まえまして助言7、先ほどの対処方針案でご説明をしたような対応策も含めまして、実施機関とカントー市の間で影響緩和策を協議するように実施機関に申し入れ、合意をいたしました。

9番、油水分離した後に残る廃油の最終処理方法を報告書に記載すべきであるといった助言をちょうだいいたしました。これを踏まえまして、実施機関に確認をした結果、2点を確認いたしました。報告書に記載いたしました。1点目が再利用できる廃油については、燃料の重油に混ぜて再利用することです。2点目は、再利用できない油性の沈殿物は、許認可を受けた廃棄物処理業者によって適切に回収され、処理されるということでございます。

10番目でございます。ADBによる住民移転のモニタリング結果がオモン3、本事業をカバーしているかを確認し、モニタリング結果のJICAに対する定期的な報告を求めるべきであるといった助言をちょうだいいたしました。これを踏まえまして、ADBによる住民移転のモニタリング結果はオモン3をカバーしている内容であるといったことを実施機関から確認をいたしました。また、モニタリング結果についてはJICAにも提出することを申し入れ、実施機関との間でこれも合意いたしました。

11点目、ADBのレポートにおきまして、移転済み世帯のうち5%に当たります7世帯の所得低下が認められるというような報告がなされていることにつきまして、実施機関に所得低下の原因の報告を求め、必要があれば対策をとるように申し入れるべきであるといった助言をちょうだいいたしました。これを踏まえまして、実施機関が実際に7世帯を訪問し、インタビューを行った結果、職業転換等による所得の一時的な低下が見られましたけれども、居住状況、具体的には家屋等のレベルでございますけれども、居住状況については移転前に比べ改善しており、苦情等は特段寄せられていないといった状況の報告を受けました。また、苦情メカニズムの運用等の対策を行う旨を実施機関に申し入れ、合意いたしましたところでございます。

以上が助言対処方針案のご説明でございます。

それでは、最後に3点目の資料、環境レビュー方針に基づきまして、A3の横の資料でございます。ご説明をしたいと思います。

上段が確認済みの事項ということになります。ベトナム側によるF/S、また、JICAによる協力準備調査を通じまして確認をした事項でございます。また、その下の段に書いてございます環境レビュー方針が今後先方と協議をする事項となっております。

まず、下の欄の一番左、全般的事項につきましてですが、モニタリングについては、環境モニタリング計画、またモニタリングフォームにつきまして実施機関と協議の上、合意してまいりたいと考えております。次に、環境管理計画につきましても、実施機関と協議の上、合意してまいりたいというふうに考えております。

なお、モニタリング、また環境管理計画のいずれにつきましても、実施のために必要な財源、費用等についても確認をしたうえで総事業費に反映し、また、実施者についても確認をいたしたいと考えております。

その右の欄でございまして、公害関連につきましてもは確認済みのため特段ございません。その右側の自然環境につきましても、確認済みのため特段ございません。

その右側の欄の社会環境につきましては、その中の用地取得・住民移転については、これはオモン3、本事業のために用いられる用地を切り出して、つまり細分化をして確認することは非常に困難でございますので、このオモン4というふうに書いてございますけれども、ちょうどオモン3の横にこれは建設が予定をされているものでございます。また、それ以外の共用設備を含む用地に係る補償費、人数、移転規模等を確認したいというふうに考えております。生計につきましては、工事中及び供用後の雇用計画案を確認したいというふうに考えております。

以上のような環境レビュー方針をもちまして、本事業の実施機関との協議に臨みたいというふうに考えております。

最後に、一番初めにご説明をしたパワーポイントの資料の9ページ目をもう一度ご覧いただければというふうに思います。

今後のスケジュールを(2)に書いてございます。審査終了までに協議・確認を行う助言については、本事業の借款契約を調印した後に助言委員会にてご報告を申し上げたいというふうに考えております。

ご説明は以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、松本委員。

○松本委員 ありがとうございます。2つ目の資料ですね。別紙1の項目11のところに書かれていることがA3の確認済み事項の一番右の社会環境の住民移転とこれは重なると理解してよろしいのでしょうか。これは違うんですか。

○村山委員長 重なるというのは、カテゴリーとして重なるかどうかと。

○松本委員 というか、このことを受けてここに書かれているのか、ここの11の内容はここのA3の表上に何かあらわれているかどうかを知りたかったんですが。

○村山委員長 関連して田中副委員長。

○田中副委員長 私も同じような疑問を持ちまして、助言対処方針案と出ていますね。例えば大気汚染のモニタリングをするとか。そういう記載がこの環境レビュー方針には落ちているんですけども、つまり助言対処方針案で4月、その前かな、助言案が確定した後、現地と、それから実施機関で確認を行っているわけですね。行ったその確認した内容が、このレビュー方針の中に盛り込まれていないと違和感を持つんですが、その点だと思います。私も同じように思いました。

○松本委員 追加で言うと、仮にそこが重なっているとするのならば、解決しているという表現はおかしいということが言いたいんですね、この個別の場所について言えば。つまりADBは所得が低下するという報告をしたと。それを確認したらやっぱり所得は低下していたということであって、解決はしていないとしか思えないので、仮にこの2つが重なっているとするならば、環境レビュー方針の「解決した」という書き方はおかしいということが申し上げたかったんです。

○立松 すみません、重なっているかどうかというご質問なんですけれども、重なっているということについてもう少し具体的にお伺いしたいと思います。

○松本委員 助言委員会の助言をもとにこのさまざまな助言対処方針というのをやられているので、私の理解では、そのプロセスの中で確認したものがA3判の確認済み事項の中に含まれるであろうと想定をして、このA4の裏表の紙の11番に書かれたこの確認した行為は、A3判のどこに反映されているんだろうかということを見ました。そして、A3判の中で一番それらしいものは確認済みの社会環境の住民移転というコーナーでした。でも、その書きぶりは少なくともA4判の11の項目に書いてあることとは異なっているという

ふうに理解をして、もしこの2つがA4判のこの11の項目をもとにA3判の環境レビューの社会環境の住民移転の項目が書かれるとしているならば、この書きぶりはおかしいですということが申し上げたかった。

○立松 ご質問の趣旨をよく理解しました。この助言対処方針案の11番の対処方針案に書いてあるこの7世帯を対象にした状況の把握というのは、やれることといたしますか、可能なことは、我々としてはもう実施をしたというふうに認識をしております。

○松本委員 ごめんなさい、明確に答えてほしいんですね。A4判の紙の11番のことと、A3判の確認事項の社会環境の住民移転というのは、これは同じことを指しているのかどうか1点目です。

○立松 同じではございません。

○松本委員 同じではないんですね。では、この確認事項の、つまり今度はそうすると田中先生の質問になるわけですが、このA4判の紙で確認していただいた事項は、このA3判には反映されないのでしょうかというのが次なる質問です。

○田中副委員長 これ、審査部の事務局のほうに確認したほうがいいかもしれません。環境レビュー方針というA3判の大きな判がありますね。ここに確認済みと書いてある。この確認済みというのは今までスコーピング段階であり、ドラフトファイナルであり、助言をした。積み上げてきたわけですね。積み上げてきて、実施機関ともその間やり取りをして確認してきた。実際、今回の場合で4月に確定した助言に対して、助言対処方針として今日お出しいただいた内容を見ると、実施機関と確認をしたというのが何項目もあるわけですね。そういう項目はほとんどA3判のほうに載っていないんだけど、一体どういう位置づけでA3判の環境レビュー方針確認済み事項というのを作成されているんでしょうか、という意図なんです。そもそも環境レビュー方針というのはどういう文書として用意されているんでしょうか。

○河野 ありがとうございます。基本的にはおっしゃるとおり、今回の助言に対する対応結果ですね。確認した事項についても、こちらのA3判のほうにも反映されるべきだと思います。ただ、助言のほうはかなりスペシフィックに書かれていまして、そういった意味で細かいことをこのA3判のほうに入れるのはどうかということで、ある意味、合わせ読んでいただければ、補完した形になっているということです。ただ、おっしゃるようにこの助言の項目についても記載したほうがいいということもわかりますし、本来的にはそうすべきだったのかなというふうに思います。

○村山委員長 担当部のほうから何かコメントありますか。

○立松 特段ございません。

○松本委員 特に具体的には、私はもう一度A4の紙に戻りますと、この11番の項目で書いていて、所得が低下していることが報告されて、確認をしたらやっぱり所得が低下していたというのは事実上未解決の状態だと思うので、これは所得が改善されるようにするというむしろ今後働きかけの部分、つまり住民移転がどの事業によって住民移転するかというのを区分できないとするのならば、やはりこれは事業の中で執り行うべきことだと思いますので、最低限環境レビュー方針の中の社会環境の中に書いておく必要があるのではないかというふうに思います。

○村山委員長 今のはご意見ということで。平山委員、どうぞ。

○平山委員 今の松本委員とそれから田中委員から出された疑問と、私が従来から思っている疑問というのが随分重なっているような気がするのですけれども。どういうことかといいますと、例えばガイドラインの書き方によりますと、環境社会配慮というのは、これはJICAが行うと書いてあるのですが、つまりJICAが行う環境社会配慮の責務と手続をこのガイドラインで示すのである、と。そして、私の従来からの理解は、それに対する助言をこの助言委員会が行うのである、と。そういうことであるとすると、JICAはその助言を踏まえてJICAなりの環境社会配慮を行う文書というのを別途つくっているのではないかと私は思っていたのですが、ですけれども、いろんなところでの話を聞いておきますと、この助言委員会で確定された助言をそのまま相手国に対して環境社会配慮の事項として示しておられるというふうに私は感じているのですけれども、その矛盾といいますか、どういうふうに処理されているのかというのが、このレビュー方針とかそれから確認済み事項とかと言われるものの中に出てきているような気がするのです。つまり我々は、この助言委員会というのはJICAの行う環境社会配慮を実質的に行っていることになるのか、ただ単にJICAの行う環境社会配慮に助言を行っているのか、というところにも私は随分絡んできている論点だと思うのですが、先ほどの松本委員が言われたお話、それから田中委員の言われたお話、その整理が、法的なといいますか手続的な整理というのが、私は十分できていないから、先ほどのような議論が出てきているのではないかという気がしてしょうがないのですけれども、この際、そのところをちょっとお聞かせ願えればと思います。

○河野 ありがとうございます。私の理解では、ガイドラインに書いてあるのは環境社会

の主体はあくまで相手国政府であって、JICAではないということであります。JICAは相手国政府が行う環境社会配慮についての確認と支援を行うということです。今回の環境レビュー方針につきましては、我々が確認した事項について整理して、確認する事項をまず整理しています。この環境レビューの背景には、EIAとRAPという分厚い書類があるわけですね。EIA及びRAPまではすべて書けないので、それをベースにしてここに記載されているということです。ですから、この中ですべてを読むということは難しいというか、もちろん大事なポイントについては記載されていますけれども、この1枚紙ではなくて、もっと分厚いEIA・RAPがこの背景にあるということでございます。

○平山委員 今のご説明だと、例えばガイドラインの目的のところ、1ページの目的のところ、本ガイドラインはJICAが行う環境社会配慮の責務と手続云々という書き方になっておりますけれども、環境社会配慮はJICAではなくて相手国政府が行う環境社会配慮ということになるのですか。

○河野 はい、おっしゃるとおりです。4ページの1.5項目、JICAの責務というところがありますが、プロジェクトに対する環境社会配慮の主体は相手国等であるが、JICAはガイドラインに沿って相手国政府が行う環境社会配慮の支援と確認を行うということです。

○平山委員 そうすると、1の2の本ガイドラインは云々というこの文章は間違いということですか。

○河野 いや、間違っていないと思いますけれども、まさに責務はこの1.5項目に書かれているということであります。

○平山委員 では、1.2項目のJICAが行う環境社会配慮の責務と手続云々という言葉は、これはどういう意味なのですか。

○河野 責務は今申し上げたとおり1.5項目に書かれていまして、手続はその後ろのほうにあるJICAの手続が書かれています。これは我々がしっかりやっていくということで、ここに書いてある環境レビュー方針については、あくまで相手国政府がやる環境社会配慮についての確認と、あと必要があれば申し入れを行うということでございます。

○平山委員 いや、お聞きしているのは、JICAが行う環境社会配慮という文言はどういう意味なのでしょうか。

○河野 JICAが行う環境社会配慮の責務というのはまさに1.5項目に書かれているものでありまして、環境社会配慮自体は相手国政府が責任を持って行うというのが基本的な考え方であります。

○平山委員 そうすると、この1の2の条文というのは、相手国政府が行う環境社会配慮と、こういう表現になるということですか。

○河野 いえ、1.2項目には「JICAが」と書いていますけれども、JICAが行う責務というのはまさに1.5項目に書かれている相手国政府の社会配慮を確認する、支援するということになります。

○平山委員 それならJICAが行う相手国政府が行う環境社会配慮の責務に対する支援と、こういう話になるわけですか。そうしたらそういうふうに書かないといけないんじゃないですか、これは。

○村山委員長 ちなみにガイドラインそのものに関する議論もあるとは思いますが、私の理解では、恐らく平山委員がおっしゃっている意味では、JICAが行っている事業、これは調査ですね。それに対する環境社会配慮という意味なのかなと私は思っています。ただし、実際にその環境社会配慮を現地で行うのは相手国政府だと思いますので、その点について多分審査部のほうで意見が出ていると思うんですが、確かにそのあたりの明確な仕分けを十分しているわけではない部分がありますので、その点について時間があるときにしておきたいと思いますが、今の時点ではそういう理解で分けておきたいと思います。

それから、助言委員会として出しているものがすべて反映されるということではないのも事実で、今日出していただいている助言対処方針案についても、100%すべて対応しているかどうかということは多分議論が分かれるところだと思うんですね。そういう意味で委員会として助言を出していることは確かですが、それがすべて100%反映されるということでもないというのも確かだというふうに思っています。

もう一つ整理をしたいと思うんですが、先ほどのJICAからのご説明ですと、環境レビュー方針のこのA3判の資料がすべて環境社会配慮の方針になっているわけではない。あくまでこれはサマリーのような形で、実際にはこれ以外にもいろいろな項目がある。それについては今日出てきているこの助言対処方針案も含めてご理解いただきたいということで先ほどお話を伺いましたが、そういうことでよろしいでしょうか。

○河野 はい。サマリーといいますか、これ自体が我々のつくっている文書で、これ以上のものは実はないということなんですが、それ以外に書かれたものについてはEIA・RAPに全部記載されているということでございます。

○村山委員長 それに加えて、今日の資料のこの助言対処方針案に書かれているものもあわせてJICAとしては配慮される。

○河野 それはそうですね。おっしゃるとおりです。

○村山委員長 今日のところはそういう理解で進めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○松本委員 では、そのうえでですけれども、そうすると、助言に対する対処方針として所得が低下した人がいる、調べたらやはり所得は低下していた。そこでどうするかというと、苦情メカニズムの運用の対策を申し入れというのは、やはりちょっと筋が違うような気がして、所得が少なくとももとに戻り改善するように引き続き実施機関に対して申し入れというふうに本来はなってほしいというふうに私は思います。

○村山委員長 今の点ですと、レビュー方針では苦情がすべて解決されておりということですが、対処方針では特段寄せられていないとか。

○松本委員 ADBのデューデリジェンスは恐らく苦情に基づいて行われているものではなくて、ADBそのもののデューデリジェンスのために行われている調査だと思うので、要するに援助機関のデューデリジェンスから出てきたレポートを苦情に置きかえるということはどうかなというふうに思うんですね。したがって、JICAのガイドラインでも被影響住民が以前より生活が悪くならないようにというふうに書かれていますので、ここはやはり所得水準がもとに戻るような継続的な努力を実施機関に申し入れるというふうに本来あってほしいということです。

○加来 よろしいでしょうか。審査部の加来と申します。

まさに委員のおっしゃるとおりでして、ちょっとA4の紙のほうでは話が飛んでしまっている印象を受けられたかと思いますが、まさに苦情処理メカニズムのほかにも所得がこれ以上低下しない、以前よりも改善するべく雇用計画案などをつくるという旨を確認し、合意しております。再度審査に行ったときにもその点を確認したいと思っております。

○立松 担当部から1点ちょっと補足の説明をさせていただきます。

7世帯を訪問し、インタビューを行った結果、7世帯のうち1名につきましては、移転前には軍人として収入を得ていたと。移転した後、これは時間の経過に伴い、もう退役をされて収入がなくなっているという例は1例確認をしております。また、もう一例については、当初事業をもとの場所で行っていたわけですが、移転先では自営業をしていたわけですが、また別の職業に転換をし、その影響で収入が移転前よりは落ちたという例が1件あったということは確認をしております。

○松本委員 これで最後にしますが、ありがとうございます。基本的に住民移転の中で一番難しいのは職業の転換ですので、この7世帯とはいえ、やはり職業転換の難しさという

のがあらわれていますので、実際にご対応されているのであれば、その旨ここに記述をするのが重要であるというふうに思います。

それから、住居がきれいになると、これも住民移転にはよくある話ですので、家はきれいになります、でも、仕事がありませんという何か典型的な問題がここに書かれているので、こんなばら色な雰囲気が終わってほしくないなというふうなことです。実際にご努力されている内容をもう少し的確に書かれるほうが私も誤解をせずに済むというふうに思います。

○立松 はい。ご趣旨を踏まえた書きぶりに変更する方向で検討したいというふうに考えます。

○田中副委員長 河野さんにもう一個お尋ねですが、環境レビューのこの文書の位置づけですね。環境レビュー方針というのが下の欄にあって、上が確認済み事項とあります。したがって、このペーパーで環境レビュー方針というのは下のことを指しているんだろうと思います。いいですね。それで、先ほどEIAとRAPのレポートに加えて環境レビュー方針の文書ができていると。EIAレポートやRAPのレポートにも書いてあることは、それはそれとしてやっていくし、さらにそのうえでそれ以外のことあるいはRAP、EIAレポートに書いてある中でも必要なことはレビュー方針としてさらに特出しをする、そのように理解しましたが、そういう理解でよろしいわけですね。

○河野 はい、結構です。

○田中副委員長 そうすると、例えば今日別紙1の助言対処方針案の中に確かにこれについてはEIAレポート状況に例えば記載しますとか、あるいはこのような形で記載しましたと書いてありまして、したがってそこに反映されていますというのは何項目かあります。確かに。1番とか3番とかあるわけですね。しかし、そういうことが書かれていない、つまり実施機関と確認をしましたというところにとどまっている項目も何項目もあるわけですね。

例えばどうでしょうか、7番なんかはそういう話ですか。連続ガス監視システムを設置して、連続測定を行うということを実施、これはNO_xの問題で、つまり発電所ですから大気汚染は非常に重要物質なので、多分そういう連続測定をするということを確認していますと、こういうことですね。それから、稼動によって特に環境基準を超える場合には、オモン1をある程度ストップする、ダウンさせる。そうすることで環境基準を守るということも一応実施機関と合意していますと。しかし、ここにはそのことがEIAに書いている

とか、そういうことは書いていないわけですが、私の確認は、つまりこういう7番や8番のようなことはレビュー方針に書かなくていいんでしょうかということですね。あるいはそれをどこかに書かれている、私が読み落としているのかもしれませんが、確認済み事項というところに。どこかに書かれているんでしょうか。もし書いているなら、どの項目がそれなのかちょっと教えてほしいのと、もしそれが抜けているのであれば、やっぱりそれは書くべきじゃないでしょうか。

○河野 おっしゃるとおりで、本来的には環境レビュー方針の中にこの回答案の部分についても書くべきだったと思いますけれども、今回のやり方につきましては、同日にご説明するものですから、ここの重複を避けたということです。ここで書いてあることはもちろんやっていますし、既に合意済み事項に入れるべき事項だったということでございます。

○田中副委員長 この対処方針に書いていることの中にも必要な項目についてはレビュー方針のほうに写しておく、あるいは重ねて記載しておくということが必要なと思います。

○立松 はい、そのようにしたいと思います。

○日比委員 すみません、このA4のペーパーの確認事項の自然環境、生態系のところでちょっと確認をさせていただければと思うんですけれども、ここにレッドリストの希少種が確認されていて、排水基準を適合させることによって影響を緩和するというふうなことになる、具体的にということだと思うんですけれども、水深の3メートルでまず中央に向かって150メートル広がり、それよりはなれたところは表層と。その温排水は対岸には届かないというふうに書かれているんですけれども、これは届かない部分はわかったんですけれども、温排水が3メートルの厚さで少なくとも150メートルいっているというところの中での影響、特にレッドリスト種への影響というのはあるのか、ないのかというところは。

○立松 川の幅が900メートルございます。もちろん150メートルは広がるわけなんですけれども、魚類ですので、移動は自由にできるということもございますので、影響はございません。

○村山委員長 はい、早瀬委員。

○早瀬委員 先ほどの大気汚染の部分なんですけれども、7番ですか。ここで指摘していることは、この発電所だけでも環境基準を超過するにもかかわらず、今後周辺の経済発展、都市発展が進むと。もちろん超過しているわけじゃないんですが、そういう可能性があるということなんですけれども、ですから、周辺の発生源等も含めたうえでの環境基準

の適合という意味でのモニタリングということの重要性を指摘している。それに対して、対処方針案で書かれているのは、環境でのモニタリングじゃなしに排出ガスのモニタリングをしますということが書かれておりますね。ここは少しずれているので、どうなっているのかなと思ったんですが、環境レビュー方針のほうではただモニタリング計画というふうに書かれていますが、ここで書かれているモニタリング計画、環境管理モニタリング計画に基づき、大気汚染についてモニタリングすると書かれておりますね。ここでモニタリングするのは排気ガスのモニタリングじゃ不十分だというふうに思うんですけども、これはアンピエントと言うんですか、環境のモニタリングをされるんだというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○立松 発電所の周辺だけではなくて、着地地点のモニタリングも行う計画としています。

○早瀬委員 その旨ちょっと書かれたほうがいいように思いますけれども。

○立松 はい。では、そのことを記載したいというふうに思います。ありがとうございます。

○村山委員長 では、よろしいでしょうか。

それでは、最初の案件についてはこれで終わりにして。

○河野 すみません、これは環境レビューの段階における報告でありまして、この全体会合の中で助言委員会のワーキンググループを開くかどうかということをお決めいただく必要があります。この全体会合の中で助言をいただいて確定ということもありますし、もしなければもうワーキンググループも開かないというパターンがあるんですが、それを決めていただく必要があるかと思いますので、お願いいたします。

○村山委員長 いかがでしょうか。幾つかご意見をいただきましたので、幾つかの選択肢があると思いますが。

では、作本委員、どうぞ。

○作本委員 作本です。今私、このワーキンググループの委員に一応指名されているんですけども、今、皆さん方の話を聞いていて、レビュー方針といわゆる対処案、しかも、もう既に2グループがこれまでずっとスコーピングとドラフトファイナルを検討されてきているわけですね。今この段階で何を検討する、しかも、どちらをベースにして我々はワーキンググループをやったらいいのか、はっきり言って自分で方向が見えないんですけども、その際に諸方針案を見ていると、大体EIAか、あるいは相手方と合意したとかということで、ほとんど問題はさもおさまっているかのように見えるわけですけども、もう

一回原点に戻って第一次資料から読み直してきて、そもそもこういう問題もあったはずじゃないかというところに戻れということを作業としてやるのかどうか、ちょっと宿題の範囲をご指定いただけるとありがたいんですけども。

○田中副委員長 関連していいですか。5月28日に予定されているワーキンググループは、今回の今のまさにこの案件で、このレビューをやるかどうかという今その前さばきをやっているわけですね。そういう理解でよろしいですね。

○河野 そうです。

○田中副委員長 わかりました。

○村山委員長 作本委員のご質問、いかがですか。

○河野 本来であればスコーピングとドラフトファイナルと、あと環境レビューも含めて同じ委員に見ていただくことが一番効率がいいと思っています。ただ、実態としてそういうことがなかなか難しいので、必ずしも作本委員のようにドラフトファイナルに関わっていらっしゃらない委員も参加される可能性があります。重なっている方は、もう基本的には今回のドラフトファイナルレポートの助言の対応表を見ていただいて、特に違和感がなければこれでいいだろうという話でしょうし、今日のご報告を差し上げる中でさらにこういった点は気をつけたほうがいいということがあれば言っていきたいと思います。さらに今、このお渡しした資料を見ていただいて、細かく見たいという場合にはもちろんEIAやRAPを我々のほうからもお出ししますので、原点に立ち戻って見ていただくこともできると思います。すべてを見ていただきたいということではないんですが、それは必要に応じて今までもやっていたいただいていると私は理解しております。

○作本委員 今のご説明はありがたいんですけども、今スコーピングとやっぱりドラフトファイナルと、今回5月28日に一応予定されている委員のメンバーを見ますと、やっぱりほとんど重なっている人は1人かそこらなんですね。ということは、今までの知識の上にまた積み上げるということをもちろんやっていくのが効果的だと思うんですが、やはり個々人で資料を読破する能力というのは恐らく数日間ではそれほど進めないと思うんですね。ただ、そのときの出発点というか勉強する際の出発点が今のお話で諸方針案だけを見ても読めないし、かといってレビュー方針との若干の書き方のずれがあるというようなことでニュアンスがずれるかわかりませんが、そういうことになると、これ以外に例えばアセスの報告書でもあるなら別ですけども、どこをどうたどったらいいのかというのでちょっと作業、グループ委員としてはちょっといまだにはっきりつかめないんですが、

こういう場合はどうするのがよろしいものでしょうかね。今ちょっとお話しありましたけれども、ドラフトファイナルを見ればいいのかありました。

○松本委員 今日この作業に加わっていないけれども意見を言ったものとしてコメントさせていただきます。

私は、この助言対処方針案の11の項目の書きぶりがこれではちょっとうまく対応していないので、さっきご説明いただいたような内容にさせていただくというのが一つと、もう一つは、これは田中先生とも何度かご指摘をさせていただきましたけれども、やはりこの助言対処方針案の中の一部もしくは必要なものについては、確認済み事項もしくは環境レビュー方針という中に入れていただきたいと。つまり作本委員のご懸念はごもっともだと思うんですけれども、一方でやっぱり最後、私たちが立ち返るべきものが分厚いEIAであったり数々の資料であるというのは結構厳しいので、まず最初にこの環境レビュー方針に立ち返ってどうだったかなと。そのときにこれが一応議論した内容を項目として網羅していることが私たちとしては立ち返るときに非常に便利だと思うんです。したがって、我々が議論してきたことはやはり環境レビュー方針の中に何らかの形で書き込まれていると。そうすると、今後事業が先に進んでいった段階で何でだったろうかと立ち戻り、そして、これはどこにあったか、EIAだったかというふうに戻っていく一つの道しるべと。ここで何か落ちていっていると、後で少し戻りにくくなりますので、私の希望としてはここに是非入れ込んでいただきたいということです。

○村山委員長 ありがとうございます。これまでの議論の整理では、既にもう調査段階でスコーピングあるいはドラフトファイナルレポートに関して、助言委員会で議論したもののについてはデフォルトとして環境レビューの段階で報告をいただいて、あえてワーキンググループを開かないというのがデフォルトだったと思います。そういう意味で、もし今日の時点でワーキングを開いたほうがいいのかというご意見が強ければ開くことにしますが、特になければ開かない。そのかわり今ご意見幾つかいただきましたので、それをまとめて担当部のほうに報告するという形をとりたいと思います。

それでは、ワーキングについて開いたほうがいいのかというご意見、いかがでしょうか。

○田中副委員長 私も今の委員長の整理でいいと思うんですね。基本的には今まで議論してきた場合には開かない。しかし、重要な問題が指摘された場合には開くと、そういう例外というか特例的措置を行うこともあり得るという前提。今回の場合は、環境レビュー方針がやはりこの案だとやや私は不足していると思います。そういう点で、ワーキングを開

く必要は、私はないと思いますが、もう一度このレビュー方針を次回の助言委員会にきちんと出していただいて、つまり先ほどちょうど松本委員がおっしゃられたように、私もRAPとEIAに書いてあることはこちら側に載せないとか、そういう整理ではなくて、やはり基本的には重要な事項はここに網羅すると。こういうことは確認をして、こういうことは相手方に今後レビューとして継続していきます、あるいは確認していきますということをやっぱり文書として、そういうレビュー方針をつくるというまず大方針のもとで、次回にもう一回確認させてもらいたいと、そういうことであれば私はワーキングを開かなくてよろしいのではないかというふうに思います。

○村山委員長 今のご意見ですと、6月の全体会合でもう一度整理していただいたものを
出していただくということですが、いかがでしょうか。

○河野 委員長、すみません。できましたら全体会合でご説明というよりも、今日いただいたご意見を踏まえて修正されたものを皆さんにメールで送らせていただくということではいかがでしょうか。

○田中副委員長 ただ、つまり今回恐らく今日の案に対して相当程度加筆が入るんだろうというふうに予測したものですからね。このレビュー方針は文書としてはやっぱり公表される、それから、助言委員会の審議を経たということの過程になると思いますので、やっぱり責任を持つ必要があるかなと思うわけですね。もしもそういう形で、メールで送っていただく、確認してよろしいということであれば、それはそれで丁寧にやっていただいたほうがいいと思いますし、どこを加筆したかということがわかるように送ってもらわないといけないと思います。私自身は多分全体委員会で確認したほうがよろしいのかなと思いますが、迅速化のためにそういうやり方もあるかと思います。

○立松 では、いただいたコメントを踏まえた加筆を行ったものを用意したいと思います。
ありがとうございました。

○作本委員 すみません、確認させていただきますけれども、今の田中さんのコメントに対して、事務局のほうでいわゆるレビュー方針という用紙をもう一度加筆等修正して、それに基づいて我々は作業というか、もしワーキングを開くのなら、あるいは全体会合でも構いませんけれども、検討するとか読まないということでもいいですか。

○村山委員長 ワーキングなしで。

○田中副委員長 なしで。はい、わかりました。それならそれで、わかりました。

○作本委員 わかりました。

○村山委員長 ありがとうございます。それでは、この案件についてはこのような形で、どうぞ。

○平山委員 申しわけありません。1つだけ確認させていただきたいのですけれども、このレビュー方針、先ほどから問題になっているレビュー方針という文書の位置づけをちょっと教えておいていただけないでしょうか。これは公開されるようなことを田中委員のほうからお話がありましたし、それから、JICAの中での扱いとか、これはどういう性格の文書なのかというのをちょっと先ほどの私の疑問も含めて教えておいていただきたいのですけれども。要するに、重要だから書き改めろという話になっていると思うのですけれども、どういう位置づけの文書なのかということを教えておいていただきたいのですが。

○河野 これは審査の前に整理する、JICAのフォーマットでこれをもとに審査に行って一個一個事項をつぶしてくるというものです。それで、JICA内部資料でもあり、あと、助言委員会にお出しする公式な資料にもなっているということです。ですから、今日お話をさせていただいて、この案件について言えば修正されたものをもう一度お流しして、ご確認いただいた後に最終版としてJICAのホームページで公開したいと思います。

○平山委員 そうすると、助言委員会用の資料であるというふうに理解しておけばよろしいのでしょうか。

○河野 そうですね。助言委員会の資料でもあり、我々の作業用の資料でもあります。

○平山委員 作業用の資料。それから、もう一つそれに関連してですけれども、確定される助言案というのは、これは誰に対する助言案なのでしょう。

○河野 通常の助言でございますか。

○平山委員 はい。

○河野 それはJICAに対する助言ということです。

○平山委員 JICAに対する助言ということでよろしいのですか。相手国政府ではなくて。

○河野 それはJICAに対してだと思います。

○村山委員長 ありがとうございます。今日の資料は助言委員会用ですが、すべて公開されます。対処方針案もその前提でおつくりになっているという理解をしております。ありがとうございます。

それでは、この案件はこれで終わらせていただきます。予定の時間を過ぎましたが、もう一つありますので、30分程度は延長をさせていただきたいと思います。

2つ目がカンボジアの国道5号線改修事業の環境レビュー段階の報告ということになりま

す。この案件については、先ほど助言文書の議論をしていただきましたので、本来であれば助言が確定した後でご報告いただくべきところなのですが、基本的な趣旨は大きくは変わっていないという前提で、助言に対する対処方針をご紹介いただいて、そのうえでもし補足があれば追加をしていただきたいと思います。

では、ご説明をお願いいたします。

○小島 東南アジア4課の小島です。どうぞよろしくお願いいたします。

多分先ほどの議論の趣旨を聞いていると、資料の助言対処方針案と環境レビュー方針案を分けて見ていただいたほうが円滑なのかなと思いますので、そうしていただければと思います。

パワーポイントの説明はちょっと省かせていただいて、いきなり助言対処方針案の説明をさせていただきます。

1番からまいります。建設後の予算の確保について、その法制度の整備を進めることというような助言がありました。それに対して、私たち既存の技プロもやっているほか、過去のものでありますが、道路の維持管理予算を確認して、さらにカンボジア政府に対しても今後こういう道路ができたらかだけのお金がかかりますよというところは十分に説明していますし、今後も説明していくというところになります。この1番については、環境レビューのところには特に書いていません。というような説明をしていったらいいですかね。わかりやすいですか。

2番です。近年の気候変動に伴う局地的な気候の大幅な変化があれば記載するというところでございます。調査の結果なんですけれども、特に急激な気候変動が生じたというようなデータは把握していませんが、もし今後、雨が増えるあるいは減るというような話があるのであれば、道路排水のところで工夫をしてもらうということになるのではないかなというところでございます。本件については、個別には環境レビューのところには書いていません。

3番にいきます。工事で使われる土砂や骨材の採取地において、きちんと配慮、対策を講じることというような助言をいただきました。これについては、詳細設計段階においてどのような施工をするかというのを立案する予定です。一般論がその後に書いてありますが、きちんと適切な処置をするあるいは土砂を採取した後の目的が決まらない場合は土砂流出がしないように対策をとるというような形にしたいと思っております。これは、環境レビューにおいては、一部公害関連の廃棄物というところで読めるかもしれませんが、

土砂という意味では特に書いていないというところでございます。

4番ですが、いただいた助言の趣旨としまして、交通渋滞とそれに伴う大気汚染などの負の影響をできるだけ小さくすべきだろうというような話でございます。それに対する私たちの対処方針案としましては、当然カンボジア側とこれまで議論はしてきましたし、今後も議論していくと。これ多分参考情報でございますが、プノンペンの中でも都市計画をどうしたらいいかというような案件について準備を進めているところでございます。本件につきましては、公害関連の大気質というところで一部触れております。

5番なんですが、SPM及びTSSの測定結果について改めてデータを確認し、検討を進めるべしというようなお話ですが、それはファイナルレポートで反映したいと考えております。よって、環境レビュー方針には記載しておりません。

6番なんですけれども、これはトンレサップ湖との関係というところだと考えております。本件につきましては、当然これまで確認できたことはファイナルレポートに記載していきたいと思います。個別の生態系の話につきましては、また後で述べています。これも個別の事項で環境レビュー方針で触れています。

7番ですが、道路の周辺域における生態系への影響について助言をいただいております。それにつきましては、調査のほうでプロジェクトサイト周辺の生物は既存資料及び現地住民などからのヒアリングにおきまして、両生類、爬虫類11種、鳥類が31種、魚が25種の生息が判明しました。これらいずれも保護種には指定されていないため、それ以上の調査は特に行っていません。ただ、他方で生態系のモニタリングにおきましては、EMPに記載することも含めてカンボジア側に協議を行いたいというところを書いております。環境レビュー方針においては、環境レビュー方針の下の段のほうにEMPのモニタリングについて確認するというような書きぶりをしています。それ以外に絶滅危惧種が存在しないというのは確認済み事項のところに書いています。

8番でございますが、これも同じく生態系の話だと思います。ここも書きぶり、長くなっているんですけれども、一番最後にありますが、JICAとしては本事業区間が冠水することはないと考えており、本調査は道路の改良建設が周辺に与える影響の調査であることから、トンレサップ湖の水位の変動が与える影響については、特に調査はしていませんというところでございます。

9番、これは先ほども議論あったところですが、地球温暖化の評価がB+となっている根拠を示すというところです。これは、交通渋滞が軽減して、だけれども、交通が増加する

とCO₂の排出量は増えるというところなのですが、その計算結果についてはファイナルレポートにきちんと記載したいというところがございます。レポートに記載することなので、環境レビュー方針には触れていません。

10番の地球温暖化については、CO₂の抑制を行う必要があるというところを明示するというところで、これも調査のレポートにきちんと書き込みたいというふうに考えております。なので、これは環境レビュー案に今のところ入れておりません。

11番の住民移転・社会配慮のところに進みますと、住民移転並びに土地収用などの社会環境に関して、カンボジア国内の法整備に資するような支援を今後とも進めることという助言をいただきました。これについては、カンボジア側ともちょっと議論はしながら考えていきたいと考えております。本件については、環境レビュー案には特に記載しておりません。

12番、被影響住民についての調査結果について、それをきちんと報告書の中に書くということは私たちもやりたいと思っていますので、ファイナルレポートに反映したいと思います。なので、これは環境レビュー方針案には入れておりません。

13番の被影響住民に対し、道路整備の短期的な便益だけでなく、長期的な費用についても啓蒙や情報提供を行うことというところで、それに対する私たちの対処方針案としましては、詳細設計あるいは実施段階におけるステークホルダーミーティングなどにおいて、そのような活動を行っていききたいというふうに考えております。これは、環境レビュー方針案には特に書いていません。

14番の移転に同意していない4世帯については、反対である理由も詳細に確認し、情報提供や意見交換の場を設けるべしというようなお話ですが、それについては、今後行っていききたいというところがございます。これについては、環境レビュー方針の下のほうに含めています。個別ではないんですが、ざっくりとした言い方で含めております。

15番の6世帯の土地なし世帯についても、きちんと対応をすべしというような助言案をいただきまして、これも同様にきちんと対応するというところで環境レビュー方針案には書いていますが、個別ではなく項目として詳細な補償方針を確認するというような書き方にしております。

16番なんですけれども、バイパス沿線の土地が無秩序に買収、開発されるといような影響を与える可能性があるというところについては、カンボジア側と開発規制の設定も含めて言及すべしというところで、私たちの方針としては、それはきちんとファイナルレポー

ト案に記載したいというところで、本件は特に環境レビュー方針には入れておりません。

ここで改めて環境レビュー方針のほうに移りまして、上の段が確認済み事項と、下の段が今後私たちのほうで審査の段階できちんと確認すべきものが下の段にあります。先ほど前の案件で指摘があったような話で、必ずしも対処方針に書いてあるもの全部は書いてはいませんが、このような考えで実施していこうというふうに考えております。

以上でございます。

○村山委員長 ありがとうございます。日比委員。

○日比委員 ありがとうございます。1つだけ確認といえますか、これ助言案自体は先ほど確定したものだと思うんですね（注：正確には、WGによるメールでの継続審議となっていることから、この時点では助言は確定していない）。多分スケジュールとかいろいろあると思うんですけども、その辺の事情をどこかで明確に記述していただいたほうが。要はここにかかわっていない人間が見れば、何で助言確定したその日に方針がもう議論されているんだよというその辺のインテグリティが非常に崩されてしまうという危惧がちょっとあると思ひまして。スケジュール的にどうしてもというのが多分あるんだろうなというのは思うんですけども、そういう誤解で、これは単にこの案件のことだけでなく、もう助言委員会自体のインテグリティにかかってくる問題かと思ひますので、ちょっとその辺のご配慮というか工夫を是非ご検討いただきたいと思います。

○河野 わかりました。その点につきましては、何らかの形でわかるような形にしたいと思ひます。

○村山委員長 佐藤委員から。

○佐藤委員 1つ確認なんですけれども、以前に配られたスコーピング案の事前配付資料というのを読ませていただいているんですが、それを読むと、「一部区間で水位上昇による冠水が毎年発生し」と書いてあるんですね。そういうことを踏まえて、この3ページ目の8番にはこの事業区間には冠水がないという形で書いてありますけれども、これはこのプロジェクトの対象とする区間では冠水がないという理解でよろしいでしょうか。

○小島 このボタンバン - セレイサオポアン間の区間においては、冠水は、みられていないということです。

○石田委員 冠水するんじゃないですか。確か資料にそう書いてあったように記憶しています。それとあと、私は調査団の団長と立ち話をしたときに、団長がやっぱり道路が分断することによって両生類とか爬虫類の移動が遮断されるのはもう日本の国交省もご存じで、

それに対して対策がとられているので、是非いいものをつくりたいという話をされているときに冠水の話聞いてみたら、冠水しますとおっしゃられたんですよね、私の記憶に間違いがなければ。だから、やっぱり冠水するんじゃないでしょうかね。

○岡山委員 私も一番最初の人にこの案件をさせていただいたんですが、すみません、私の記憶では、冠水を現在しているので、それで使えなくなってしまうので、今回は盛土にしてかさ上げることで冠水しない防災道路としての機能も担うというふうに記憶しています。そのかわり、そうすると道路によって水の流れが分断されてしまうので、カルバートをいっぱいつくって水を流すんだという工法だったというふうに理解しているんですが。

○福井 すみません、経済基盤開発部の福井といいます。スコーピングのところでお世話になっています。

最初のスコーピングの対象は5号線全体からどこをスコーピングしますかという議論をさせていただいています。この5号線全体で見たときには、より南の方で本当に冠水してしまう区間があるんですけれども、スコーピングは結果的に北区間を対象にしたんですけれども、北区間のところはトンレサップ湖からかなり離れているところになっていまして、その区間について現地調査で住民ヒアリング等を行った結果として、この区間については冠水がないという調査結果になっています。これについては先日のワーキンググループでもご説明をさせていただいて、佐藤委員からも冠水はないということですねということに対して、ないですというやり取りがあったというふうに認識しております。

以上です。

○石田委員 すみません。そうすると、8番の助言の意味がなくなってくるんですね。だから、8番と6番を一緒にしてくださいということで、8番と6番を一緒にするんですけれども、もし私たちの事実誤認があるのであれば、メール審議をしているときに一言言っただけだと助かると思います。ご遠慮なさらずに。部局によっては、そこにどんどん口を挟まれてくる部局もおられますから、むしろその姿勢で言っていたほうが議論を2回する必要がないと思うんです。

以上です、とりあえずは。

○小島 はい、わかりました。

○村山委員長 では、今の点はよろしいでしょうか。

佐藤委員、何か。

○佐藤委員 ということは助言案も修正ということになりますね。では、メール審議でやりたいと思います。ありがとうございます。

○村山委員長 今の点に限らず、メール審議で確定をするという話になりました。

○石田委員 それから、あと2点なんですけど、対応表のまず12番ですけれども、12番のレポートに記載する部分が移転後の生計についての考察というところがちょっと気にかかりますね。被は被るですけれども、社会調査は生計だけじゃなかったと思うんですね。このプロジェクトはいいと思うかとか、便益があると思うかとか、そういう生計以外のことについてもプロジェクト全体に対する成功度なり、うまくいくと思うかというようなことも聞いているので、彼らは生計だけとは考えていないと思うんです。ですから、できれば「生計についての」ということはちょっと外していただきたいんですが。

○小島 了解しました。

○石田委員 よろしくをお願いします。

それから16番、これ要するにスプロールな開発、無秩序な開発というのはフィリピンでも何度も出てきた話なんです、道路について。カンボジアでも恐らく法整備が整っていない以上、もっと予想されると思うんですね。ですから、可能であれば環境レビュー方針の中に入れていただいて、相手方と協議していただけないでしょうか。

○小島 ありがとうございます。レビュー方針には入れずとも、私たちが今度調査で審査に行ったときに、きちんとこれだけの道路をつくるんだから、きちんと開発するように制度を整えることを考えてくださいあるいはその認識について理解いただくというところは必ずりマインドするようにしたいと思います。

○石田委員 そうすると、環境レビュー方針に入れる、入れないの基準というのは何かあるんですか。それはどうやって選択、取捨されるんでしょうか。素人考えですけれども、そういうものは全部入れてしまったほうが環境レビュー方針として相手方に見せやすいような気もするんですけれども。

○小島 わかりました。書きぶりについてちょっと検討させてください。

○二宮委員 同じ趣旨ですけれども、やはり先ほどのベトナムと同じで、もう同じことは繰り返しませんけれども、やはりこの場合もここに先ほど今お話が石田委員からあったように、全部入れていただいたほうがいいと思います。例えば4番の先ほども早瀬委員からご意見がありましたこと、これはこの案件あるいはこの区間だけに関して何か新しいそのための対応をするというのはなかなか難しい、だけれども非常に重要なことなので、絶

えず確認をして相手政府に気持ちを寄せ続けるというようなことをしてくださいという意味なんですよ。そうすると、ご回答は既にもう共有できているからいいんだというようなことなんです、だけれども、どういうふうになっていますかということの問いかけをしてほしいという意味なんです。

ですから、プノンペンの都市内に計画があるのであれば、直接的にはここはバタンバンから北のほうですけれども、大きな意味で関連しますから、それも含めて、それからバタンバンの市街地とか通過交通も増加していくと思いますから、交通状態がどういうふうになっているでしょうかということを借款の期間というのは一定期間があるでしょうか、事業間の経過を追いながらやっていただくと。そうすると、やはりこの環境レビュー方針のところの公害関連のところは何らかそれに引っかかるような項目があって、それについてチェックをしていただくと、そういうふうなスタイルになっているのがやっぱりわかりやすいと思うんですよ。

一方で、このA3のところの確認済み事項の大気質のところには供用後のところ、「走行速度の上昇及び渋滞の解消により走行車両の排気ガス濃度が減少するため、沿道環境への正の影響が考えられる」ということだけで終わってしまうと、何か正の影響であって、それ以外は何もないというふうに読めてしまうので、やはりそうすると、このA3のものだけ見ると、この交通計画であるとか交通需要に対する懸念であるとか大気汚染であるとかということに対して、何も引っかかるところがなくなってしまうような感じがいたしますので、その辺のことはやはりここにすべて入れ込んでいただいて、確認は後でさせていただきたいというふうに思います。

それから、ついでするので関連ですけれども、13のところも情報提供を行うことといたしますというご回答なので、それはそれでそうしていただきたいんですけども、例えばこれが社会環境とかのところでそういうような情報共有がどういう形でされているかということの問いかけをしていただきたいと思います。今見る限りでは、何もそれに関連するような言葉がないので、そういうふうにしてここに集約していただくようにしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○小島 わかりました。書きぶりをまた検討させてください。

○村山委員長 それでは、基本的には先ほどの案件と同様に助言対処方針案の部分をどのような形で環境レビューの方針に反映していただくか一度ご検討いただいて、書面でいた

だくという形をとらせていただきたいと思います。

それで、大体ご意見はよろしいでしょうか。

○田中副委員長 先ほども出たんですが、例えばここはこの湖からの冠水がないという話がありまして、それは恐らく助言案を審議している段階で、そういう事実があればそれは事務局というか事業部のほうから発言をしなくちゃいけないですね。そうしないと、わざわざそれを審査のほうはそういう可能性がある、スコーピング案はそうだったものですから、私も参加しましたので。そういう前提で議論しているわけですね。ですから、それは現場を私たちは見ておりませんし、現場をご覧になられている事業部できちんとやっぱりそこは軌道修正というか、そこは今までのスコーピング段階と違いますよということをきちんと議論を出してくださいね。今の段階でこういことをやるというような感じはありました、私も本当に。

○河野 おっしゃるとおりですので、気をつけたいと思いますし、本来的にはワーキンググループの中でそれはきちんとやるべきことだと思いますので、そのようにしたいと思います。

○村山委員長 ただ、何かドラフトファイナルの段階ではそういう議論があったというご意見もいただいたように思いますが、できるだけそこは確認を事前にさせていただくということですね。

では、これについても一応予定では6月1日にワーキングが組み込まれていますが、いかがでしょうか。ワーキングを開いたほうがいいのかというご意見があればそのような形で開きますが、特段なければ今のようなご意見をご検討いただくということにさせていただきたいと思います。よろしいですか。

では、そのような形で進めさせていただきます。どうもありがとうございました。

では、案件説明はこれで終わりにして、その他、いかがでしょうか。もしないようでしたら、今後のスケジュール確認をいただきたいと思います。

○河添 6月4日、25回の全体会合、場所はこちらで14時半からということになりますので、現行体制でやる最後の助言委員会かもしれませんが、次回もよろしくお願いいたします。

○村山委員長 よろしいでしょうか。

では、これで今日の全体会合を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

午後5時56分閉会